

玉川村第2期障がい者計画

令和6～11年度



玉川村第7期障がい福祉計画

玉川村第3期障がい児福祉計画

令和6～8年度



令和6年3月

玉川村

目次

第1部 総論

第1章	計画策定にあたって	1
1.	計画策定の趣旨	1
2.	計画の対象者	2
3.	計画の期間	3
4.	計画の点検及び評価	3
5.	計画の位置づけ	5
6.	計画の策定体制等	7
第2章	障がい者を取り巻く状況	11
1.	人口の状況	11
2.	障がいのある方の推移	12
第3章	現状からみられる課題	19
1.	アンケート調査結果	19
2.	障がい福祉サービス事業者等に対する調査結果	23
3.	課題の整理	25

第2部 障がい者計画

第1章	障がい者計画	29
1.	計画の基本理念	29
2.	基本施策	30
3.	具体的な施策の方向	31

第3部 障がい福祉計画・障がい児福祉計画

第1章	障がい福祉計画	41
1.	第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の策定にあたって	41
2.	第6期障がい福祉計画の進捗状況	43
3.	令和8年度に向けた成果目標の設定	52
4.	障がい福祉サービスの見込み・確保策	57
5.	地域生活支援事業の実施状況と計画期間の見込み等	62
第2章	障がい児福祉計画	73
1.	第2期障がい児福祉計画の進捗状況	73
2.	令和8年度に向けた成果目標の設定	78
3.	障がい児福祉サービスの見込み・確保策	79

第4部 計画の推進

第1章	計画の推進	85
1.	計画の普及・啓発	85
2.	関係機関との連携の強化	85
資料編		89
1.	玉川村障がい者計画等策定委員会設置要綱	89
2.	玉川村障がい者計画等策定委員会委員名簿	90
3.	策定経過	91
4.	アンケート調査票	92

「障がい」「障がい者」等の表記について

「害」という漢字の表記は、差別・偏見を助長する考え方があること、また、障がい者の人権を一層尊重するという観点から法令上やむを得ないもの等を除き、極力「障がい」「障がい者」と表記しています。

第1部

総論

第1章 計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

我が国の障がい者施策は、昭和45（1970）年の「心身障害者対策基本法」の制定を始まりに、その後大幅な改正により平成5（1993）年に「障害者基本法※」が制定されました。

また、平成15（2003）年には措置制度から支援費制度へと転換し、平成18（2006）年に障がいの有無に関わらず地域で安心して暮らせるノーマライゼーション※社会の実現を目指した「障害者自立支援法」が施行され、サービスの一元化や実施主体の市町村への一元化が進み、利用者負担や障がい者の範囲の見直し等を経て、平成25（2013）年4月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、「障害者総合支援法※」という。）が施行されました。

この障害者総合支援法は、地域社会における共生の実現が基本理念として掲げられるとともに、障がい福祉サービスの対象となる障がい者の範囲の見直しや支援の拡充、サービス提供体制の計画的な整備が図られました。

平成30（2018）年には「改正障害者総合支援法・改正児童福祉法※」が施行され、障がい者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の充実や、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等の実施に取り組むことが求められています。

用語解説

【障害者基本法】

障がい者の自立及び社会参加の支援のための施策を総合的かつ計画的に推進し、障がい者の福祉を増進することを目的とした法律で、基本理念を定め、国や地方公共団体のなどの責務、施策の基本事項などを定めた法律。平成23（2011）年8月5日に障害者権利条約の批准のために改正された。

【ノーマライゼーション】

障がい者や高齢者など社会的に不利を負う人々を当然に包含するのが通常の社会であり、そのあるがままの姿で他の人々と同等の権利を享受できるようにするという考え方や方法。

【障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）】

障がい者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障がい福祉サービスに係る給付その他の支援を行い、障がい者の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無に関わらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目的とした法律である。平成25（2013）年4月1日に、障害者自立支援法から名称が変更され、基本理念の創設や障がい者の範囲が拡大された。平成26（2014）年4月1日に、重度訪問介護の対象者の拡大、ケアホームのグループホームへの一元化などが実施された。

【児童福祉法】

児童の出生・育成が健やかであり、かつその生活が保障愛護されることを理念とし、児童保護のための禁止行為や児童福祉司、児童相談所、児童福祉施設などの諸制度について定めた法律。

第1章 計画策定にあたって

このため、本村ではこのような動向を踏まえつつ、平成27（2015）年3月に策定した「玉川村障がい者計画」、令和3（2021）年3月に策定した「玉川村第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」がともに令和5（2023）年度で計画期間の終了を迎えるため、令和6（2024）年度を始期とする「玉川村第2期障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」を策定しました。

本計画は、障害者基本法第11条第3項に規定する「市町村障害者計画」と、障害者総合支援法第88条に規定する「市町村障害福祉計画」、児童福祉法第33条の20に規定する「市町村障害児福祉計画」を一体のものとして策定しています。

策定にあたっては、厚生労働大臣の定める国の基本的な指針に則して、障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業並びに障がい児通所支援及び障がい児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項をはじめ、サービス等の種類ごとの必要な見込量や、その確保のための方策等を定めています。

2. 計画の対象者

本計画の対象者の範囲は、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がい※、高次脳機能障がい※を含む。）、難病※、その他の心身の機能の障がいがある人で、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人を対象とします。

障害者総合支援法の施行により難病患者等が障がい福祉サービス等の対象に含まれたことから、難病患者等も計画の対象に加えます。また、「子どもの成長や発達に悩みや不安を抱える保護者」や「障がいに関する悩みや不安を抱える方」、「医療的ケアを必要とする児童等」も対象と捉えます。

本計画では障がい者を総称して「障がいのある人」と表記し、そのうち18歳未満の者については「障がいのある子ども」あるいは「障がいのある児童（障がい児）」と表記しています。

用語解説

【発達障がい】

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい、その他これに類する脳機能の障がいをいい、その症状は様々で人により異なる。

【高次脳機能障がい】

事故や病気などで脳に損傷を受けた後、記憶力や注意力の低下などの症状が現れ、日常生活や社会生活に支障が出る障がいのこと。症状は損傷を受けた脳の部分や範囲によって異なり、記憶障がい、注意障がい、遂行機能障がい、社会的行動障がいなどがある。

【難病】

医学的に明確に定義された病気の名称ではなく、一般的に「治りにくい病気」や「不治の病」のことを指す。昭和47（1972）年の厚生省（当時）の「難病対策要綱」では、①原因不明、治療方針未確立で、後遺症を残すおそれが少なくない疾病、②経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護などに著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病と定義している。なお障害者総合支援法では、難病等（難治性疾患克服研究事業の対象である130の疾患と関節リウマチ）も障がい者の定義に加えられた（平成25（2013）年4月1日施行）。現在は338疾患に拡大された。

3. 計画の期間

玉川村第2期障がい者計画の期間は、令和6年度から11年度の6年間とします。また、玉川村第7期障がい福祉計画、玉川村第3期障がい児福祉計画の期間は、令和6年度から8年度までの3年間とします。

障がい者計画と障がい福祉計画・障がい児福祉計画は相互に関係しており、連動して施策を進めていかなければならないことから、本計画の策定は障がい者計画の趣旨・目的を基本に策定するとともに、村の障がいのある人や障がいのある子どもを取り巻く現状や課題、施策の進捗を見据え、重点的に取り組む課題とその取組の方向性を定めます。

【計画期間】

計画	年度	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	令和13	令和14	令和15	令和16	令和17
	障がい者計画 (障害者基本法)	第2期 中間評価						第3期					
障がい福祉計画 (障害者総合支援法)	第7期		第8期			第9期		第10期					
障がい児福祉計画 (児童福祉法)	第3期			第4期		第5期		第6期					

4. 計画の点検及び評価

(1) 点検及び評価の基本的な考え方

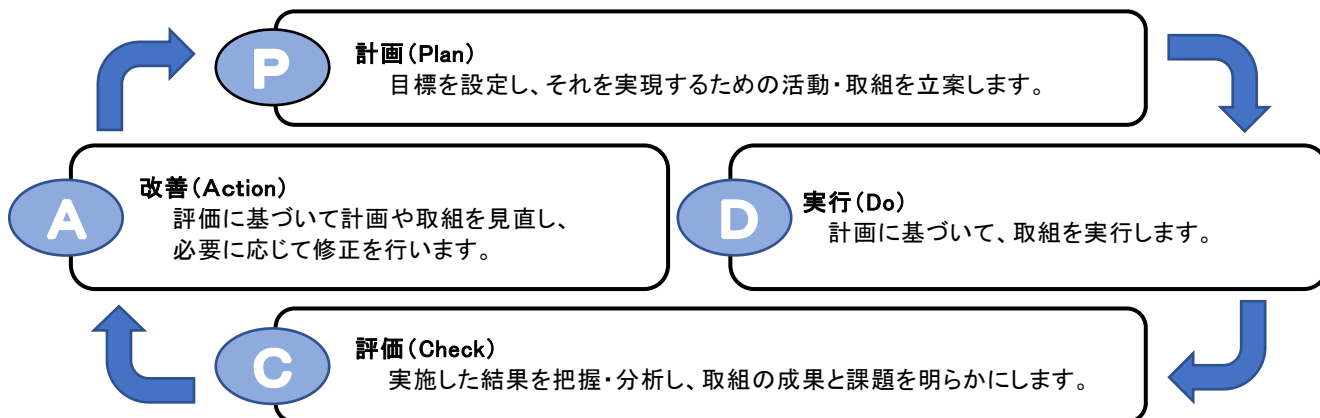
作成した計画は、目標値（成果目標）と障がい福祉サービス等の見込量（活動指標）について下記のようなPDCAサイクル※により事業を実施し、定期的にその実績を把握し、分析・評価を行い、課題等がある場合には、随時、対応していきます。

用語解説

【PDCAサイクル】

保健事業の効果的かつ効率的な推進を図り、事業を継続的に改善するために、Plan（計画）Do（実行）Check（評価）Action（改善）を繰り返す手法。

【PDCAサイクルのイメージ】

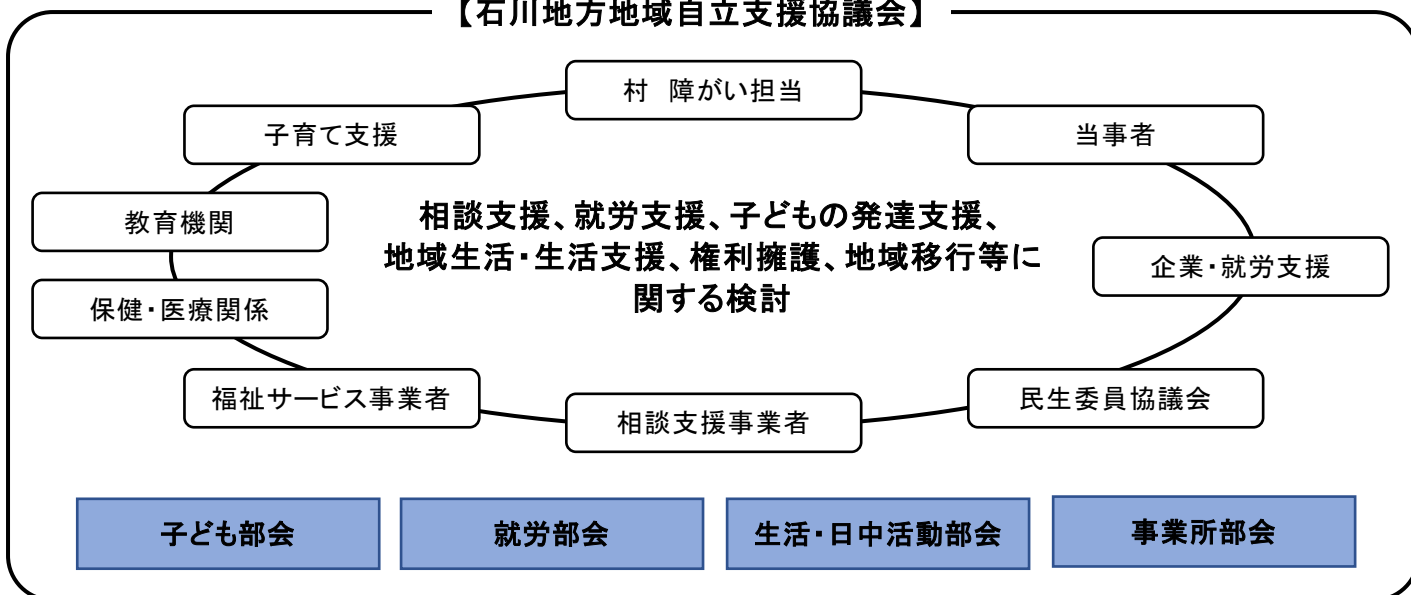


(2) 点検及び評価体制と評価結果の周知

計画や取組の点検・評価にあたっては、障がい者計画等策定委員会や石川地方地域自立支援協議会※を活用し、毎年度の事業実績や検証結果をもとに、点検及び評価を実施します。

また、障がい者計画等策定委員会や石川地方地域自立支援協議会から、計画の進捗状況や計画を推進していくための施策・取組について意見、提案を受け計画に反映します。

【石川地方地域自立支援協議会】



用語解説

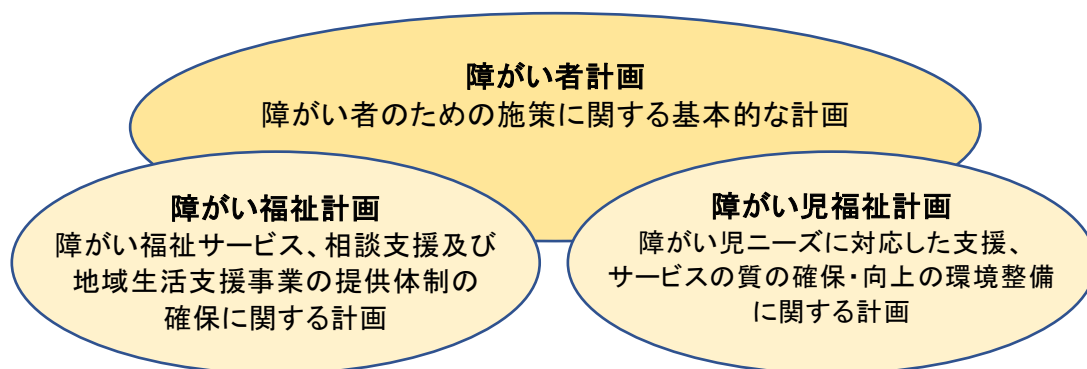
【地域自立支援協議会】

地域における障がいのある人の生活を支えるため、相談支援事業をはじめとするシステムづくり等に関して中核的な役割を果たすよう、相談支援事業者、サービス事業者および関係団体等の参加により市町村が設置・運営するもの。

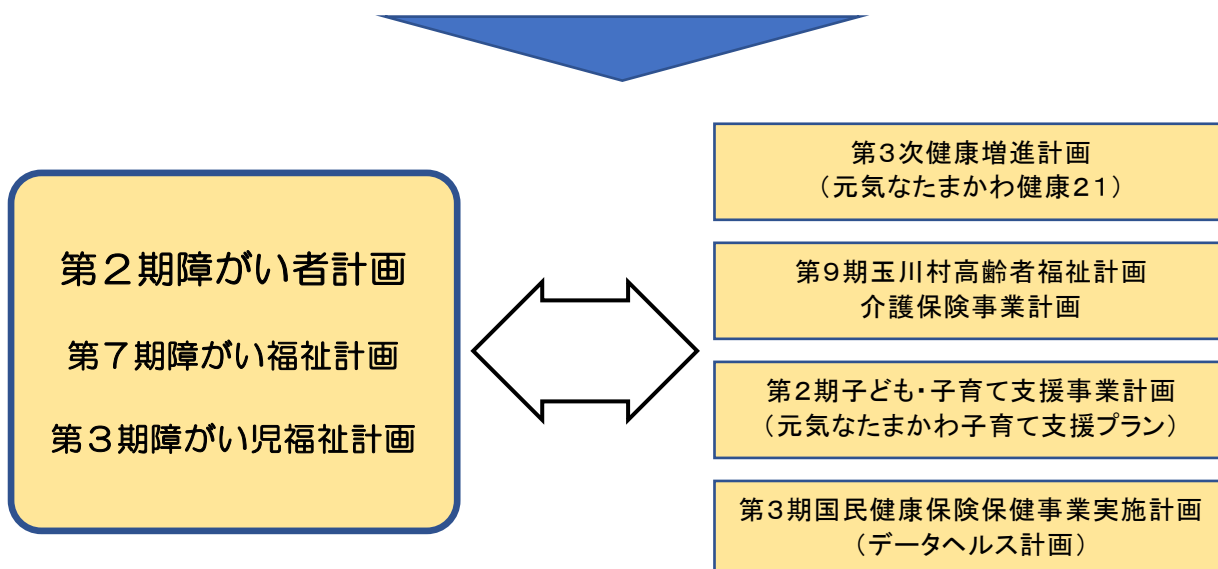
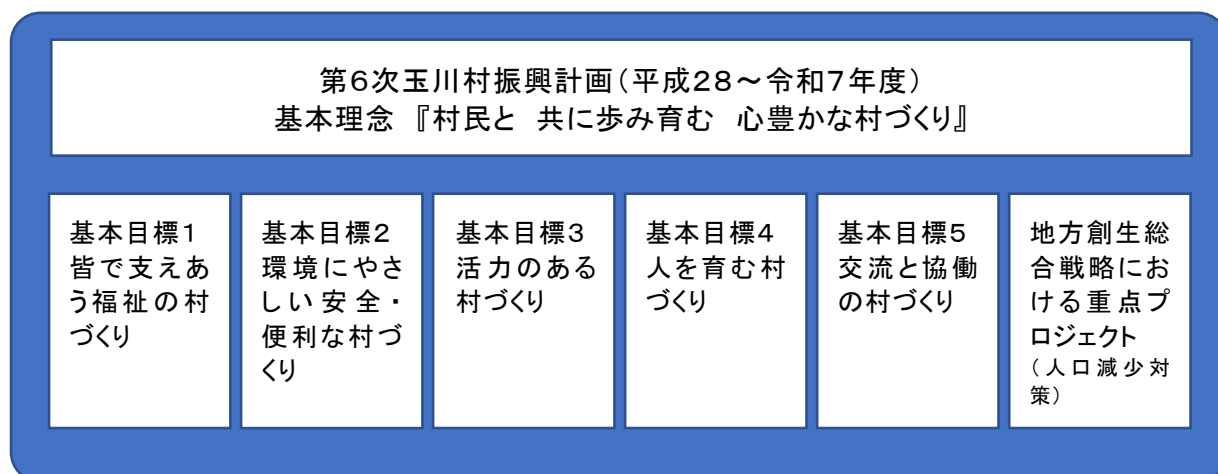
5. 計画の位置づけ

本計画の策定にあたっては、上位計画である第6次玉川村振興計画、子ども・子育て支援事業計画、高齢者福祉計画・介護保険事業計画等、並びに福島県障がい者計画や福島県障がい福祉計画・福島県障がい児福祉計画との整合性を図ります。

【障がい者に関する計画の体系】



【第6次玉川村振興計画における位置づけ】



第1章 計画策定にあたって

【SDGs※の取組との関連性】

本計画では2015年9月の国連サミットで採択された持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）の理念である「誰一人取り残さない」社会の実現のため、各サービスの推進に努めます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



第6次玉川村振興計画後期基本計画において、自治体行政の果たし得る役割を示した17のゴールのうち、障がい者福祉と関連付けられているゴールは、以下のようになっています。



用語解説

【SDGs】

「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称であり、2015年9月の国連サミットで採択された2016年から2030年までの国際目標。持続可能な世界を実現するための17のゴールと169のターゲットで構成されている。

6. 計画の策定体制等

計画の策定にあたっては、本村の特性に応じた事業展開とするため、行政機関だけではなく、福祉関係者や各種団体・当事者の家族などで構成する「玉川村障がい者計画等策定委員会」を設置しています。

計画策定にあたって、村内の障がい者手帳所持者に対しアンケート調査を実施し、障がいの現状や障がい福祉サービスの利用状況、ニーズの把握に努めました。また、社会福祉法人への調査、相談支援事業所※及び障がい福祉サービス事業所に対する調査、精神科医療機関への入院者に関する調査、特別支援学校※への調査等を実施し、現状の問題点と課題を把握し、それらの結果を踏まえ計画案を作成し、玉川村障がい者計画等策定委員会で協議し策定しています。

用語解説

【相談支援事業所】

相談支援専門員が障がいのある人やその家族から相談を受け、様々な情報の提供や助言及び福祉サービスを受けるための手続きなどのサポートを行う。

【特別支援学校】

障がい者等が「幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準じた教育を受けること」と「学習上または生活上の困難を克服し自立が図られること」を目的とした日本の学校である。

第1章 計画策定にあたって

第2章 障がい者を取り巻く状況

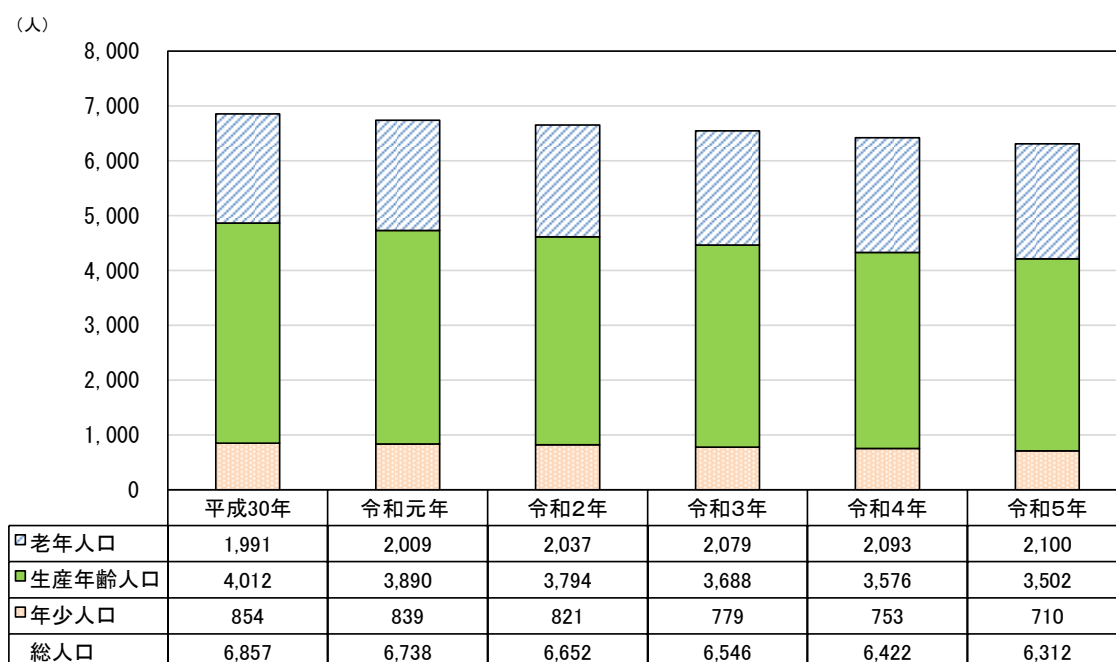
第2章 障がい者を取り巻く状況

1. 人口の状況

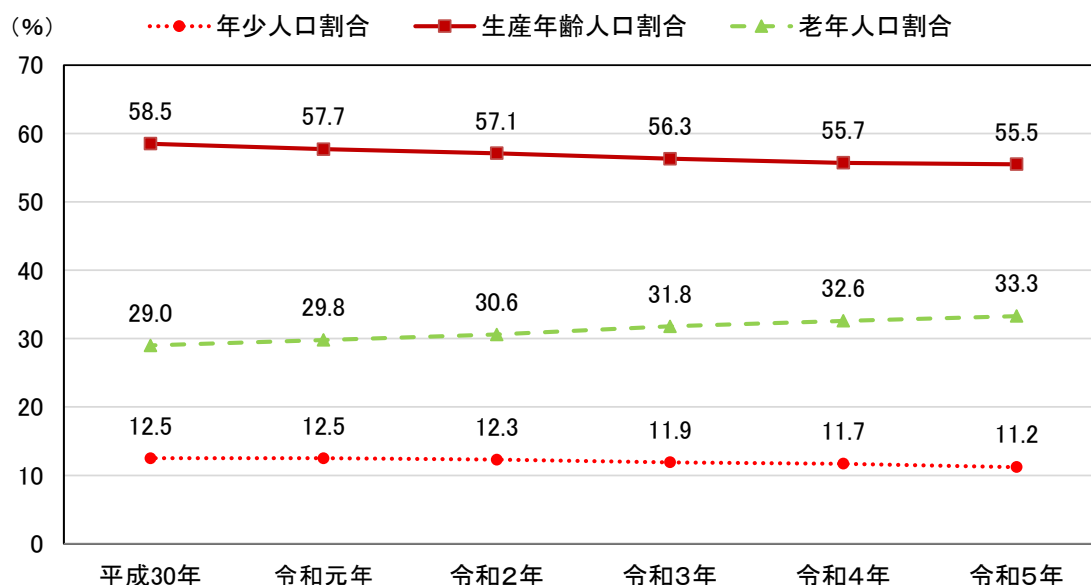
総人口は平成30年の6,857人から令和5年は6,312人に減少しています。

年齢構成は、生産年齢人口と年少人口が減少しており、生産年齢人口割合は60%を下回っており、令和5年は55.5%となっています。老年人口割合は平成30年の29.0%から増加しており、令和5年は33.3%となっています。

【人口・人口構成の推移】



資料：玉川村住民税務課（各年1月1日現在）

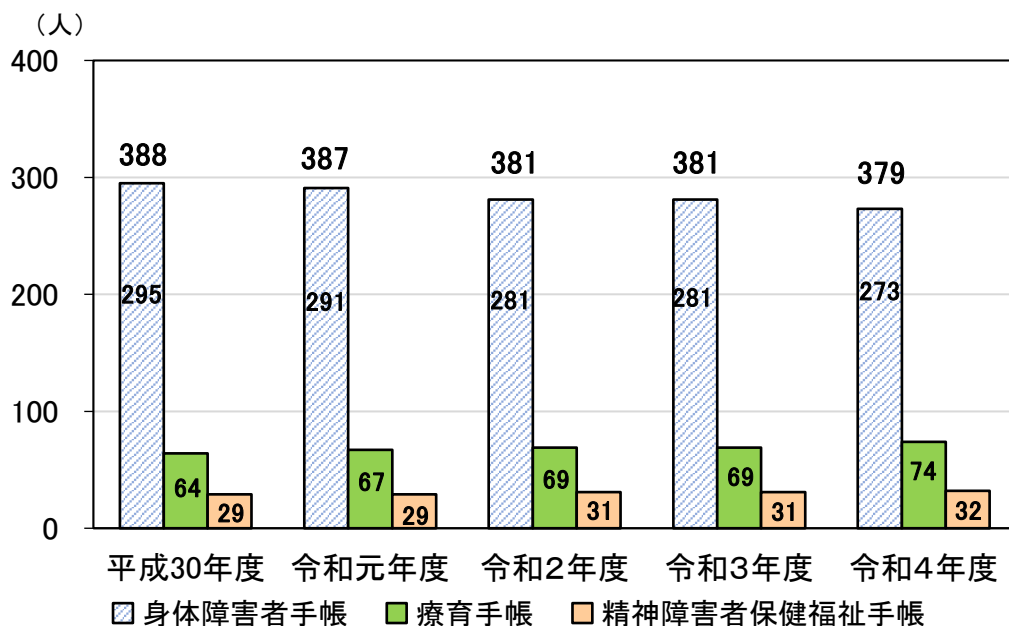


※総人口に対する割合（年齢不詳は除く）

2. 障がいのある方の推移

障害者手帳の交付数は大きな変化はなく、平成30年度は388人、令和4年度は379人と若干数減少しています。身体障害者手帳交付数の割合が最も多く、各年で全体の7割以上を占めています。身体障害者手帳交付数が微減し、療育手帳※交付数が令和4年度は74人となっています。精神障害者保健福祉手帳の交付数は、30人前後で推移し、令和4年度は32人となっています。

【障害手帳交付数の推移】



資料：玉川村健康福祉課（各年度末現在）

用語解説

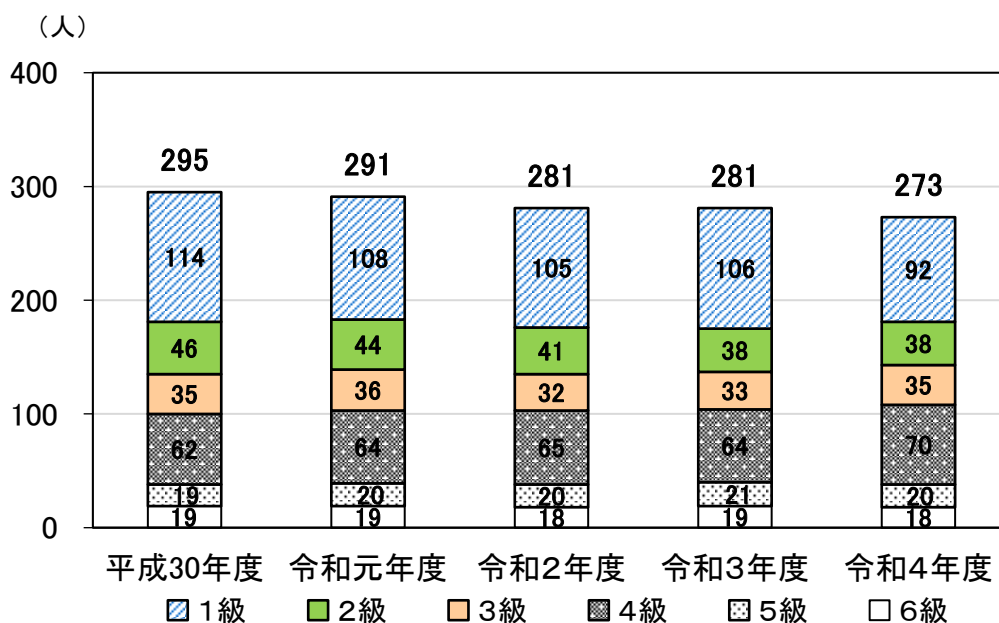
【療育手帳】

知的障がいがあると判定された人に対して交付されるもので、一貫した療育、援護、各種制度やサービスが受けやすくなる。

(1) 身体障がい者の推移

身体障害者手帳交付状況は、等級別では、令和4年度は1級が92人と多く、4級が70人と続いています。

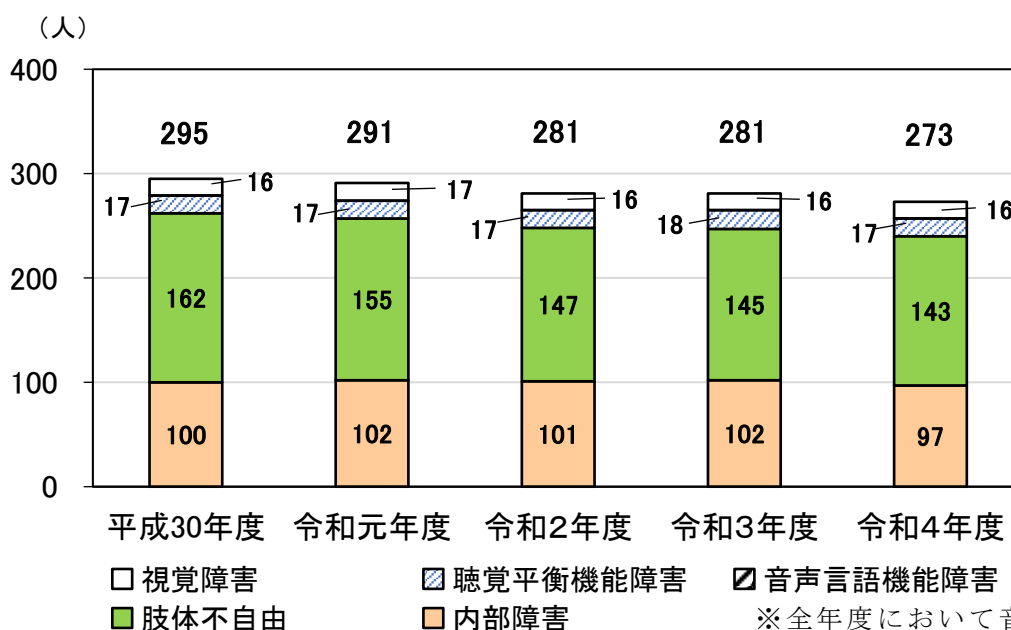
【身体障害者手帳の等級別交付状況】



資料：玉川村健康福祉課（各年度末現在）

障がいの種類では、肢体不自由が全体の50%以上と多く、内部障害が35%程度となっています。

【身体障害者手帳の区分別交付状況】



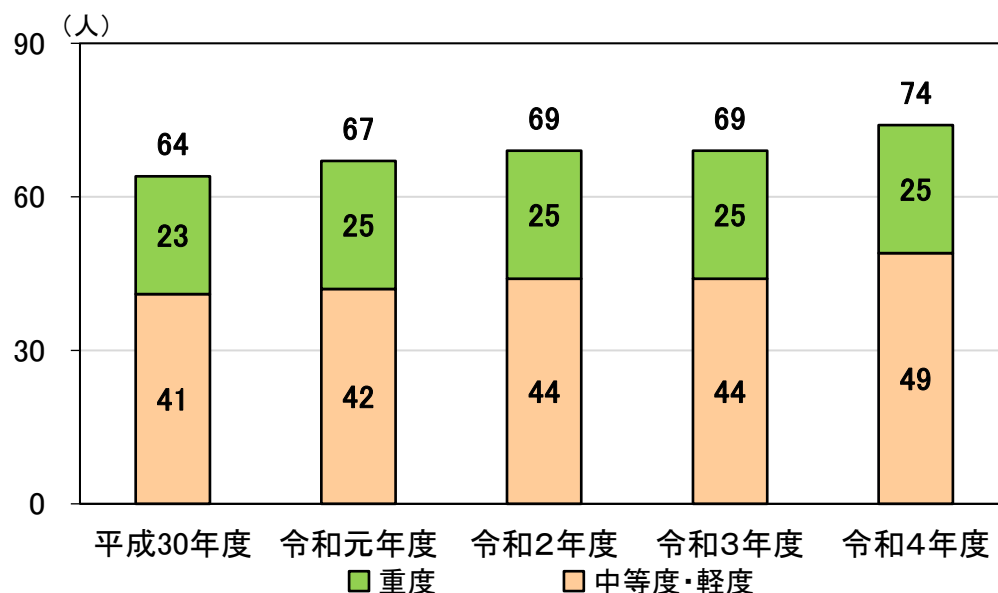
資料：玉川村健康福祉課（各年度末現在）

第2章 障がい者を取り巻く状況

(2) 知的障がい者の推移

療育手帳交付状況は、程度別では、重度は令和元年度から25人のまま推移していますが、中等度・軽度は増加傾向にあり、平成30年度の41人から令和4年度は49人となっています。

【療育手帳の交付状況】



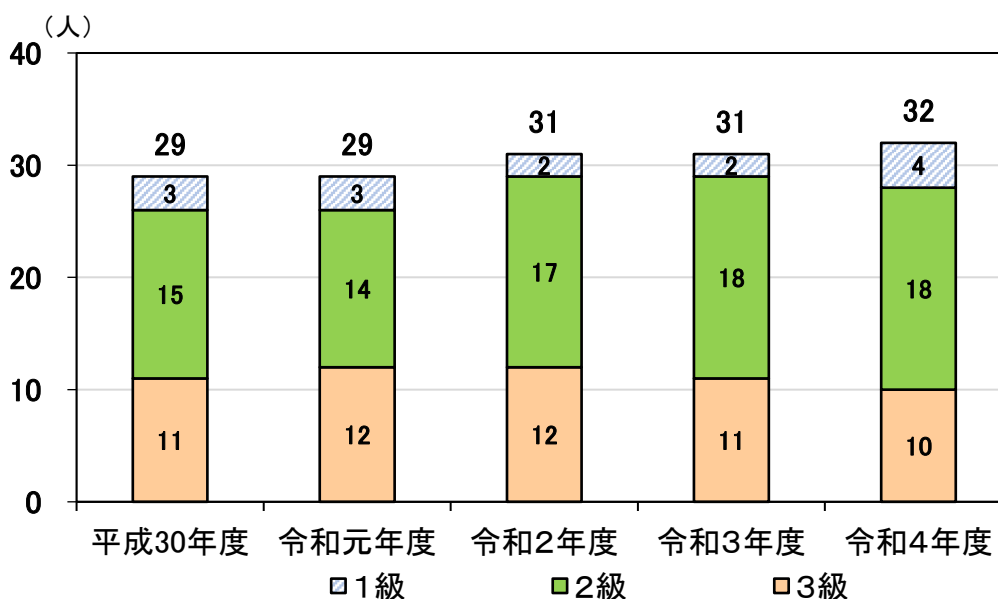
資料：玉川村健康福祉課（各年度末現在）

(3) 精神障がい者の推移

①精神障害者保健福祉手帳所持者

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、平成30年度の29人から令和4年度では32人となっています。

【精神障害者保健福祉手帳の交付状況】

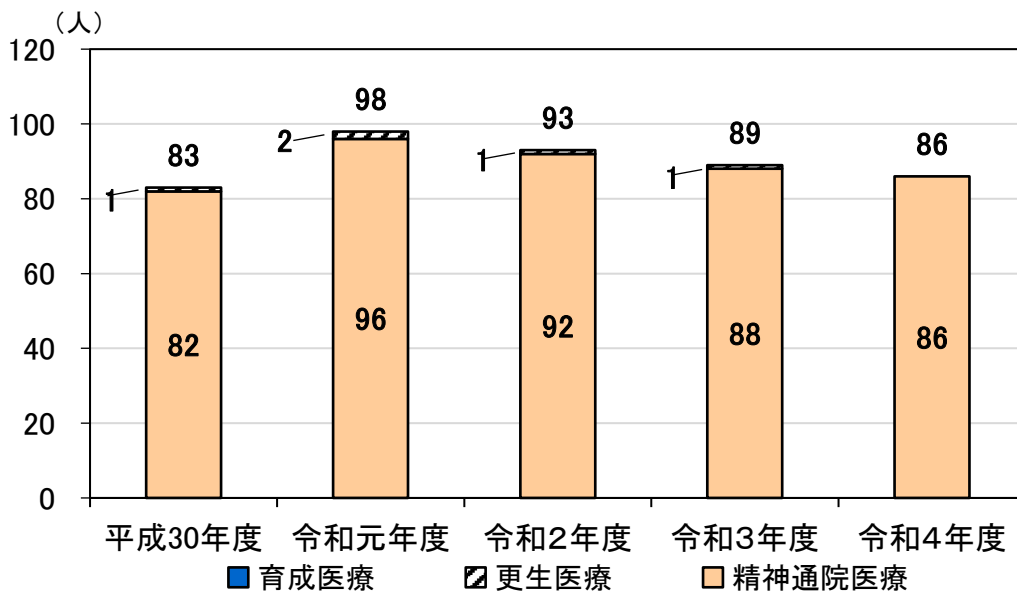


資料：玉川村健康福祉課（各年度末現在）

②自立支援医療費受給者

自立支援医療費受給者は、令和元年度の98人から令和4年度は86人と減少しており、ほとんどが精神通院医療となっています。

【自立支援医療費受給者の推移】



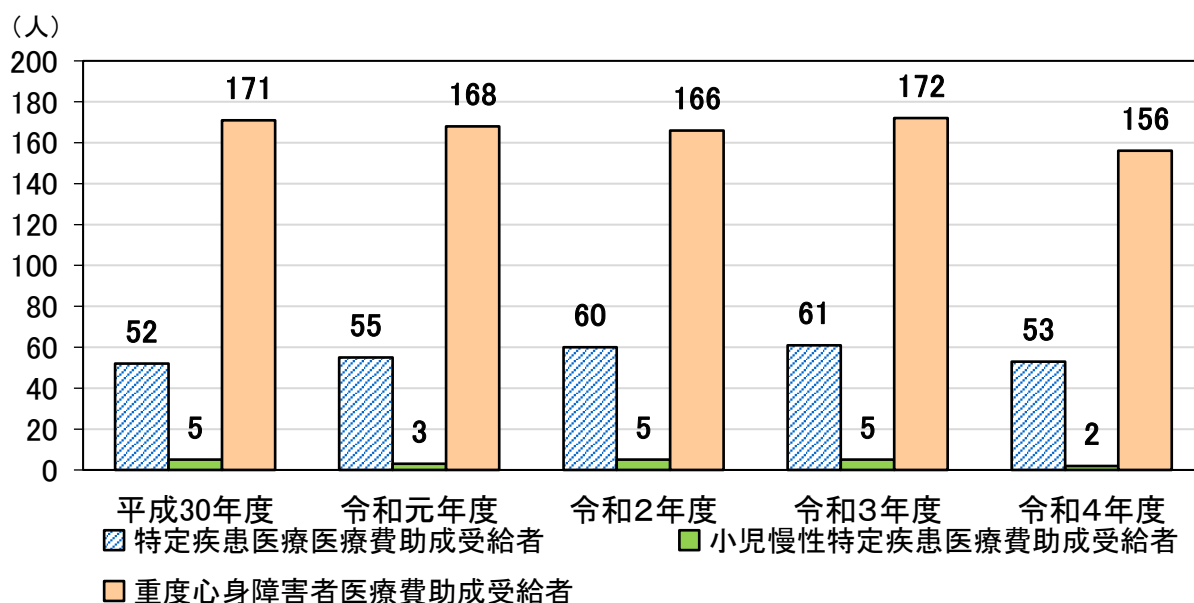
※全年度において育成医療は0名
令和4年度において更生医療は0名

資料：玉川村健康福祉課（各年度末現在）

③各種助成制度受給者

令和4年度の各種助成制度受給者数は、特定疾患医療費助成受給者は53人、小児慢性特定疾患医療費助成受給者は2人、重度心身障害者医療費助成受給者は156人となっています。

【各種助成の受給者数の推移】



資料：玉川村健康福祉課（各年度末現在）

第2章 障がい者を取り巻く状況

第3章 現状からみられる課題

第3章 現状からみられる課題

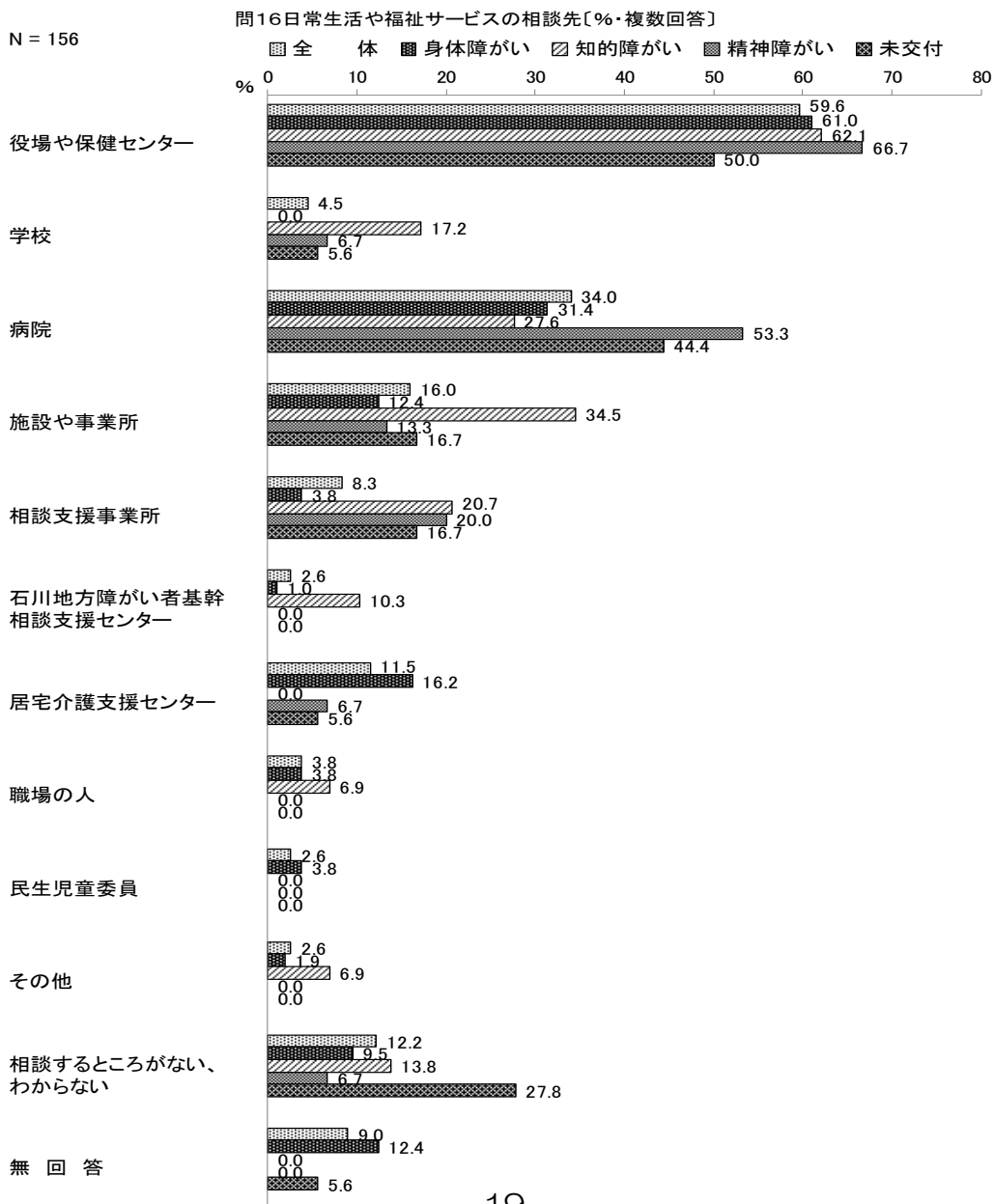
1. アンケート調査結果

【調査概要】

- ・調査方法: 郵送による配布、回収
- ・調査期間: 令和5年7月13日～7月28日
- ・調査対象: 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を交付されている方、難病(特定疾病)の認定を受けている方、障がい福祉サービス・障がい児福祉サービスを利用されている方とご家族等
- ・回収結果: 配布数: 331件 有効回答数: 156件 回収率: 47.1%

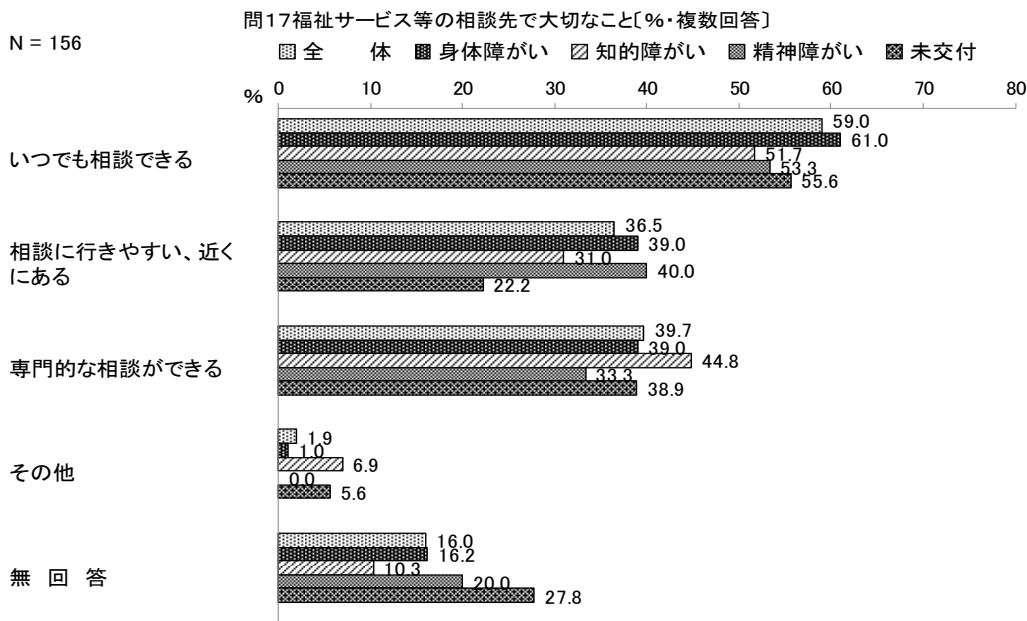
①相談先について

「役場や保健センター」が59.6%と多く、「病院」が34.0%、「施設や事業所」が16.0%と続いています。



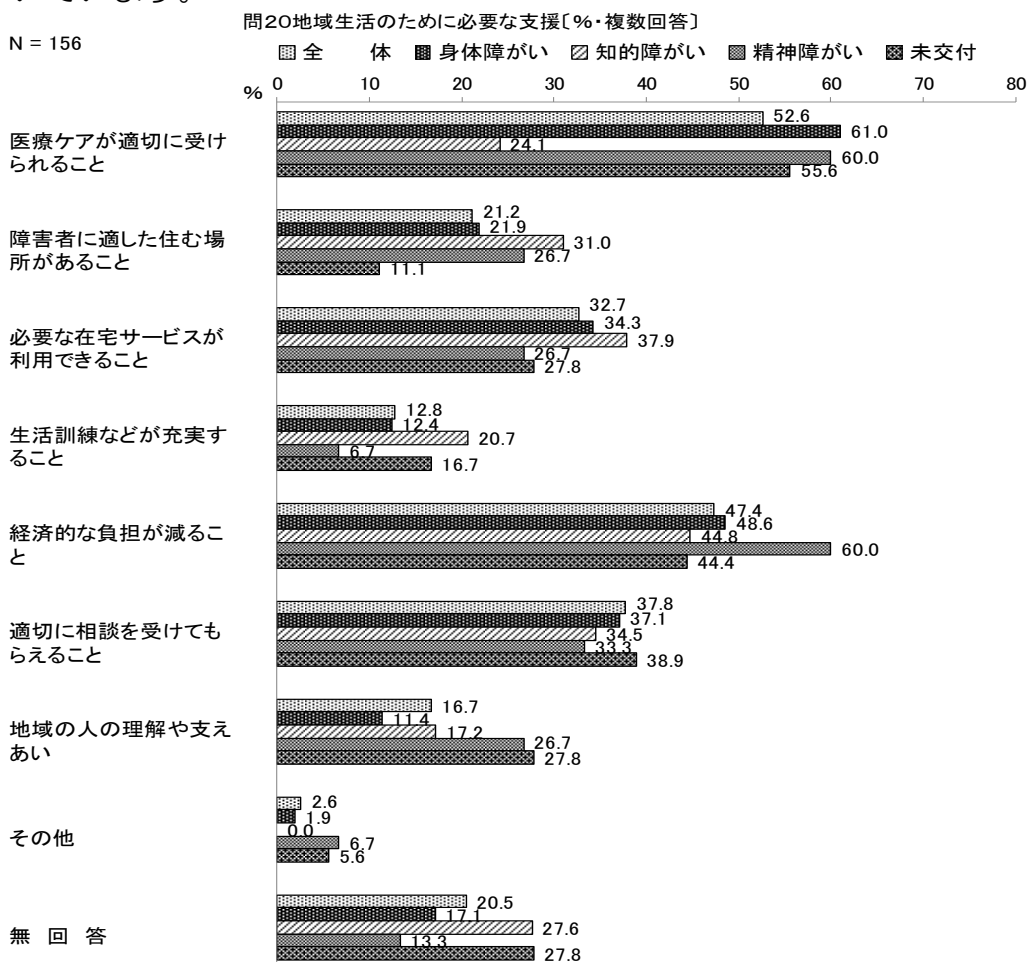
第3章 現状からみられる課題

相談先で大切だと思うのは、「いつでも相談できる」が59.0%と多く、「専門的な相談ができる」が39.7%、「相談に行きやすい、近くにある」が36.5%と続いています。



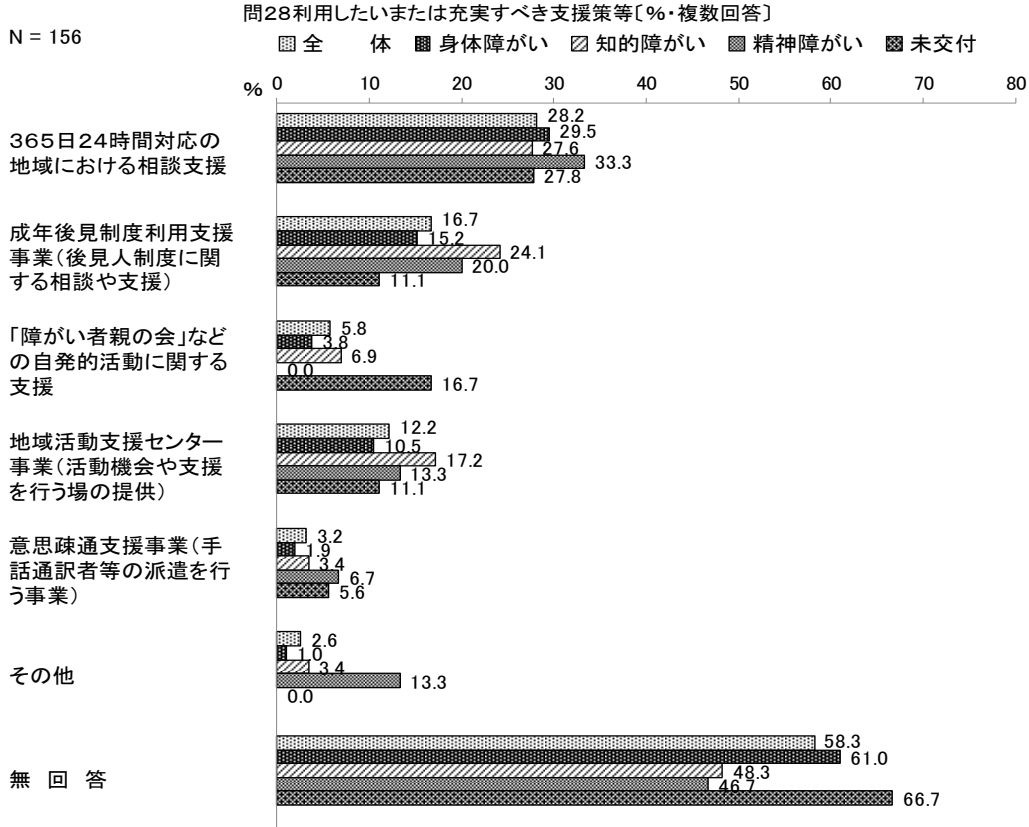
②地域生活に関すること

「医療ケアが適切に受けられること」が52.6%と多く、「経済的な負担が減ること」が47.4%、「適切に相談を受けてもらえること」が37.8%と続いています。



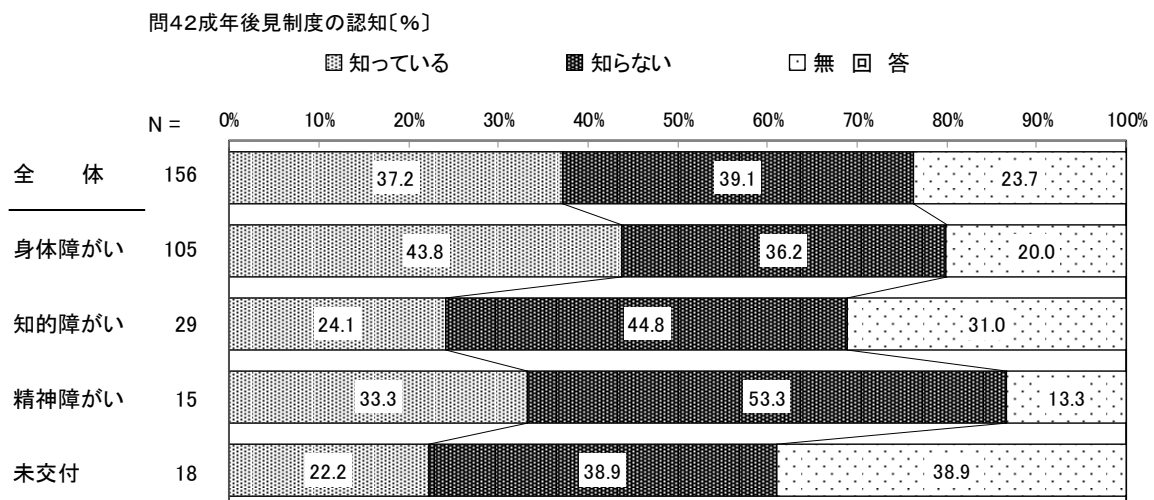
③福祉サービス等で充実すべきサービス

「365日24時間対応の地域における相談支援」が28.2%と多く、「成年後見制度利用支援事業（後見人制度に関する相談や支援）」が16.7%、「地域活動支援センター事業（活動機会や支援を行う場の提供）」が12.2%と続いています。



④成年後見制度の認知

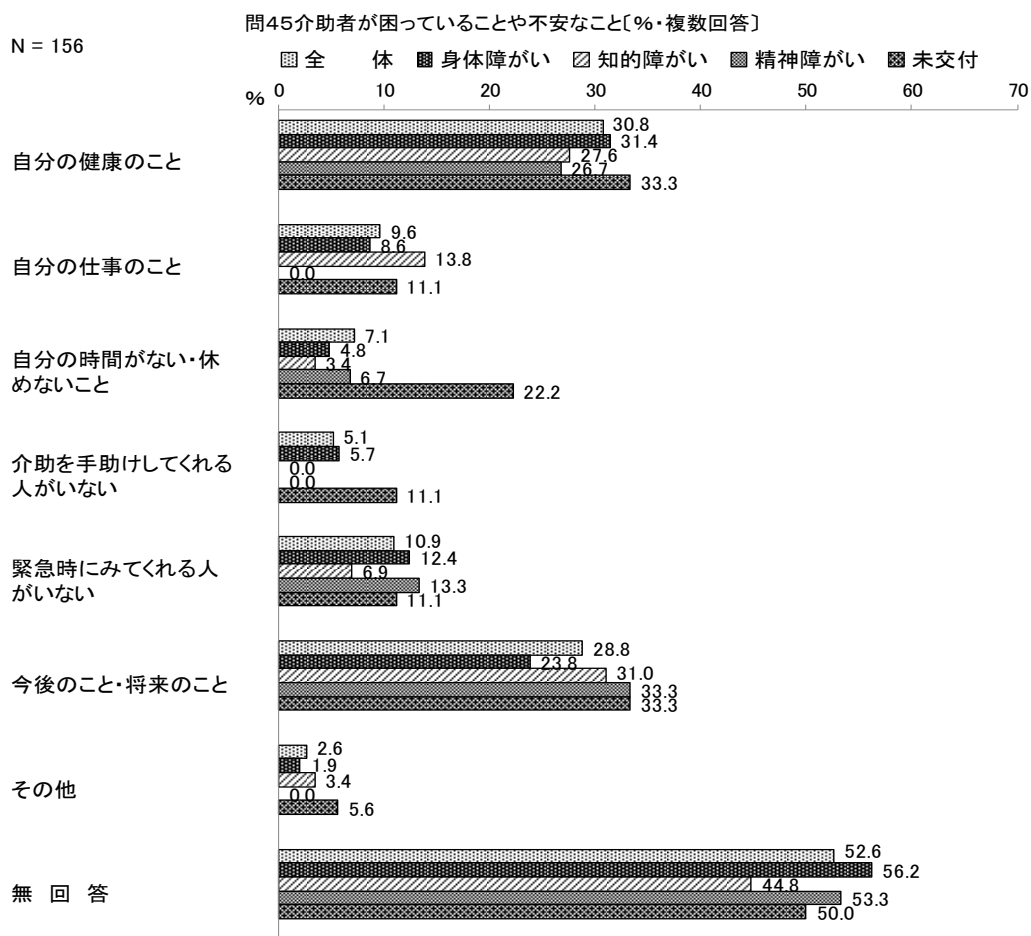
「知らない」が39.1%（前回46.9%）、「知っている」が37.2%（前回26.8%）、前回調査と比べると、「知っている」が10.4ポイント多くなっています。



第3章 現状からみられる課題

⑤介護者が困っていること

「自分の健康のこと」が30.8%と多く、「今後のこと・将来のこと」が28.8%、「緊急時にみてくれる人がいない」が10.9%と続いています。



2. 障がい福祉サービス事業者等に対する調査結果

近隣の相談支援事業所、障がい福祉サービス事業所、精神科医療機関及び特別支援学校等に対し、本計画の策定の参考とするため、事業状況や今後の事業展開、課題として感じられること等の調査を実施しました。

これにより見えてきた現状・課題等を以下のとおり整理しました。

(令和5年9月30日現在)

施設種別	石川郡内における現状・課題等
法人	<p>【相談支援事業所】 郡内に障がい児相談支援が3か所、特定相談支援事業所が4か所あるが、事業所によって抱える件数に大きな差がある。</p> <p>【児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所】 郡内に児童発達支援事業所が1か所、放課後等デイサービス事業所3か所あるが、需要と供給が相反しており、希望曜日、希望回数の利用につながらない。</p> <p>【就労継続支援B型事業所・生活介護事業所】 事業所職員の確保の難しさや利用者の出席率が安定していない等の課題があり、事業所の拡大や新規立ち上げにつながっていかないと推測される。</p> <p>【居宅介護事業所】 社会福祉協議会で実施しており、各町村1事業所のみ。地域性から居宅介護事業所の新規参入にはハードルの高さを感じられるため、共生型サービスを視野に入れ、高齢分野からの参入を働きかける仕組みが必要であると考える。</p> <p>【共同生活援助】 男女1か所ずつ運営している事業所があり、新規で共同生活援助を今後検討したいという意向の事業所もある。</p>
入所施設	<p>郡内には福祉型障がい児入所施設が1か所、入所支援施設が2か所ある。しかし、重症心身障がい児・者及び医療的ケアを必要とする方は利用できない状況にあり、今後の利用に向けての整備も予定がない。</p> <p>地域移行においても、地域の受け皿（グループホーム）が不足している、成人施設に空きがない、児童入所施設では加齢児の地域移行、対象者の行き先が決まらないなどの課題を抱えている。</p>
精神科病院	<p>長期入院の方で、地域移行が進まない背景にはどんな理由があるのか等、地域移行を進める上で、家族や生活圏である地域において精神障がいについての正しい理解が必要。退院の際には、地域移行支援などを活用し、地域で安心して暮らせるよう段階を踏みながら地域生活へスライドしていくなどの手厚い支援も大事なプロセスである。</p> <p>地域移行を進める時には地域包括ケアシステムの視点から考え、入院時・退院時の情報共有をオートマチックに行われるような仕組みづくりができると良い。</p>
支援学校	<p>卒業後の進路先は、一般就労（障がい者枠）、就労継続支援B型事業所の利用を希望されている方が多いが、本人・家族と学校の意向が合わない、見立てとマッチングしない状況から就職はしたものの定着につながらない等の課題がある。</p> <p>関係機関で情報共有を行い、本人の見立て・希望との摺合せや在籍中における本人にマッチングする仕事などのナビゲートが必要である。</p>

第3章 現状からみられる課題

施設種別	石川郡内における現状・課題等
相談支援	<p>特定相談の事業所が1事業所、障がい児相談支援を行う事業所が1事業増加したが、相談支援専門員が過剰な件数を抱えている、特定相談・障がい児相談においては他職種との兼務で相談業務を担っているなど、相談支援専門員、相談支援事業所の数が不足が大きな課題となっている。</p> <p>相談支援事業所増に向けて、各法人へ働きかけを毎年行っているが、思うようには進んでおらず、近年では困難なケースや家族支援を要するケースなどケースも多様化し、特定相談・障がい児相談ではあるが一般相談的な動きを要するなど、相談支援専門員に対する負担は増加している。</p>
親の会	<p>会員の高齢化に伴い、令和5年4月1日より活動中止となった団体がある。</p> <p>単町村での活動が難しいのであれば、5町村での活動も視野に入れながら、どうしたら活動を存続できるのか、考えていける場づくりが必要である。</p>
居宅介護	<p>居宅介護事業所は、3障がい及び難病に対応している事業所が郡内に2事業所あるが、全体的にヘルパーの高齢化、人材不足が課題となっている。</p> <p>障がいについての学びの場、同じ悩みや対応方法などを共有できる場が必要である。</p>
日中活動支援事業所	<p>石川郡内4町村に日中活動の場が設置されているが、日中活動に行くには送迎サービスがかかせない。</p> <p>また、児童発達支援事業所は郡内に1事業所のみで、児童発達支援センターは未設置となっているため、人材育成や家族が安心して子育てができるような家族支援を行うことができるよう、児童発達支援センター設置へ向けた取組みが必要である。</p> <p>運営上の課題としては、医療的ケアを必要とする方の受入れや重症心身障がいの方の受入れのためにも人材の確保や専門職としての質の向上が求められている。</p>
グループホーム	<p>定員に達しない、建物の老朽化、利用者の高齢化による支援の多様性など課題が多岐にわたっている。</p> <p>グループホームの建物、高齢化に対応した運営など利用者の方の安心安全な生活につながるよう、環境整備が必要。</p>
障がい者就業・生活支援センター	<p>通う手段がない、地域外での就労の場合、生活の場が必要、就労後定着しない等の課題がある。</p> <p>石川郡内では自立生活援助の必要性が少ないかもしれないが、圏域という大きな地域で考えると自立生活援助が整備されることで生活面が安定し、就労へも少なからず良い影響につながってくるものと考えられる。</p>
その他	<p>【移動支援】</p> <p>石川郡内は交通弱者が多く、路線バスや乗り合いタクシーなどの少なからず自宅近隣から活動の場を広げていけない。移動支援サービスもない現状の中、移動手段としてどのようなことが考えられるのか、地域で考えられるような仕組みづくりが必要。</p>

3. 課題の整理

課題 1 障がいのある人の地域生活の支援について

障がいのある人が地域で安心して生活できるようにするためには、必要な障がい福祉サービスを身近なところで利用できることが大切です。

本村では、地域で自立した生活を送れるようさまざまな障がい福祉サービスの利用支援を行っていますが、村内には居宅介護事業所が1か所、放課後等デイサービス事業所が1か所しかなく、それ以外のサービスを利用するためには、他市町村に頼らなければならず、サービス事業者の不足が長年の課題となっています。

地域移行を支援していくためにも、日中の活動の場、居住の場を確保していくことは必須です。障がいのある人が必要なサービスを利用できるようサービス事業者のさらなる参入の促進とより質の高いサービスの提供が求められています。

課題 2 相談支援に関すること

特定相談支援・障がい相談支援の事業所数は増えてきているものの、サービスの利用希望者も増加してきており、慢性的な相談支援専門員の人材不足のため、相談支援専門員が過剰な件数に対応している状況です。

そのため、一人ひとりに十分な相談支援の時間を確保することが難しく、円滑なサービス等利用計画の作成に支障をきたしています。

相談支援専門員育成も含め、引き続き長期的視点に立った人材確保が大きな課題となっています。

課題 3 移動支援に関すること

本村では屋外での移動が困難な障がいのある人に対し、ヘルパーなどを派遣し、外出のための移動の支援を行う移動支援事業を実施していますが、事業所数が少なく、需要に対して供給が追いついていません。

また、東西を移動するための公共交通機関やタクシー会社等が村内にないなど、移動面の課題は山積しており、サービス提供事業所等資源の少ない本村においてサービスの利用における大きな足かせとなっています。

第2部

障がい者計画

第1章 障がい者計画

第1章 障がい者計画

1. 計画の基本理念

【基本理念】

共に支え合い、障がいのある人が自立して
元気に暮らせる たまかわ

本計画は、障がいのある人も家庭や地域で通常の生活ができるようにする社会づくりの実現をめざし、前回計画に引き続き「共に支え合い、障がいのある人が自立して元気に暮らせる たまかわ」を基本理念として進めていきます。

2. 基本施策

本計画の基本施策については、次の4つの方向に基づく施策体系とします。

基本施策1 生活支援の充実

障がいのある人が身近な場所で生活していけるよう、移動支援などを充実させるとともに、障がい福祉サービスをはじめとする生活を支えるための支援を行います。

基本施策2 社会参加の促進

障がいのある人が社会に参加し、自立した生活を送れるよう、障がいのある人の情報利用や意思表示が円滑に行えるように体制を整えるとともに、働く意欲のある人がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう支援します。

また、障がいのある人が円滑に文化芸術活動、スポーツやレクリエーションを行うことができるよう、環境の整備等を推進します。

基本施策3 地域共生の推進

地域共生社会の実現に向け、障害者虐待防止法※に基づく障がい者虐待の防止や、障がい者の権利擁護※のための取組を推進するとともに、障害者差別解消法※等に基づき、障がいを理由とする差別の解消の推進に取り組みます。また、障がいのある人が適切な配慮を受けられるように配慮します。

基本施策4 教育・育成支援の充実

障がいの特性や年齢に応じたきめ細かな療育や教育が適切に行われ、各自の持つ適性や能力が十分に発揮できるよう支援を行います。

用語解説

【障害者虐待防止法】

障がい者に対する虐待の禁止、国等の責務、障がい者虐待を受けた障がい者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障がい者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障がい者の権利利益の擁護に資することを目的とする法律。

【権利擁護】

生活の様々な場面で権利を侵害されやすい認知症高齢者及び障がい者が安心して日常生活が送れるよう、弁護または擁護すること。

【障害者差別解消法】

全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とした法律。

3. 具体的な施策の方向

基本施策1 生活支援の充実

【現状・課題】

障がいのある人が地域で暮らしていくためには、困り事を相談できる場所があることが重要で、個々の様々なニーズに応じた相談支援を行っていく必要があります。今後も職員の相談対応力の向上、関係機関との連携体制の強化により、複合的な課題にも対応できるよう重層的な支援体制にしていくことが課題です。

また、障がい福祉サービス等の提供体制の確保に努めていますが、地域資源が限られている中、障がいのある人の高齢化・重度化等により今後、サービスに対するニーズはさらに増加・多様化することが予想されます。アンケート調査でも、継続して障がい福祉サービス等を利用したい意向がみられ、家族等の介助者についても、加齢に伴い、介助者の負担軽減という観点からも各種サービスの充実が求められます。そのため、地域資源の効果的な活用や地域の見守り活動や地域力をいかした地域生活の支援体制の充実を図り、入所施設利用者も地域で安全に、安心して生活できる環境の整備が必要です。

高齢者や障がい者・免許返納者等にとっては、移動手段が日常生活を支え、様々な活動に参加する上で大変重要なものであり、誰もが生活しやすい環境を整備していくうえで大きな課題となっています。

障がいの原因となる疾病等の早期発見・早期療養及び重症化予防など住民の心身の健康については、各種保健事業を通じて支援を行っていますが、継続して、各種保健事業の利用・参加を促進し、障がいのある人とその家族の健康の保持・増進に活かしていくことが必要です。

【施策の内容】

(1) 相談支援体制の構築

日常生活上の相談支援や情報提供、障がい福祉サービス等の利用援助を行う障害者相談支援事業を継続するとともに、地域における相談支援の中核的な役割を担う「基幹相談支援センター※」と連携し、相談支援体制の充実と強化を図ります。

また、相談支援事業者、その他関連機関との密接な連携を図り、障がい者ケアマネジメント※の充実を図ります。

用語解説

【基幹相談支援センター】

総合的・専門的な相談支援の実施や地域移行・地域定着の促進の取組、権利擁護・虐待の防止など、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関。

【ケアマネジメント】

障がい者の地域における生活を支援するために、障がい者の意向を踏まえて、保健・医療・福祉サービスなどの利用調整をする援助方法。

(2) 自立支援給付サービス等の充実

障がい者の生活を支援するため、一人ひとりのニーズに合ったサービスを提供できるよう、障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービスをはじめ、各種福祉サービスの供給量の確保に努めるとともに、サービス事業者や石川地方地域自立支援協議会等と連携して、質の向上を図っていきます。

また、障がい者等に創作的活動や生産活動の機会を提供し、社会との交流を促進するための地域活動支援センターの設置に向けて、石川地方地域自立支援協議会内で検討していきます。

(3) 障がい児が利用するサービスの充実

障がい児に対して日常生活の基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う障害児通所支援や障害児相談支援のサービスの供給量の確保に努めるとともに、サービス事業者や石川地方地域自立支援協議会等と連携して、質の向上を図っていきます。

(4) 地域移行支援の充実

障がい者が日常生活上の相談援助を受けながら共同生活を行うグループホームの確保に努め、利用の促進を図ります。

また、障がい者の自立と社会参加を支援し、誰もが快適で暮らしやすい生活環境の整備を推進するため、「安心して生活できる住宅の確保」、「利用しやすい公共施設」を目標にバリアフリー※化の推進に取り組みます。

(5) 移動支援の推進

地域支援事業の移動支援事業の利用を促進するとともに、高齢者・障がい者・免許返納者・移動等に支援が必要な方々を対象に、日常生活における支援を実施し、QOL（生活の質）の向上を目指すことを目的とした「御用聞きサービス（コンシェルジュ）事業」の実証事業の本格実施に向けて取組を推進します。

その他、先進自治体の取組を調査するとともに、地域性や村民ニーズを把握し、地域に合った新公共交通体系を検討します。

用語解説

【バリアフリー】

障がい者が社会生活をしていく上で社会的、制度的、心理的なすべての障壁（バリア）となるものを除去すること。

(6) 健康・医療・福祉の充実

各種健康増進事業と連携して疾病の予防・早期発見・早期治療や、障がいのある人の高齢化による重度化を予防するとともに、身近な地域で医療、リハビリテーション※を受けられるように推進します。

また、精神障がいを相談できる体制の整備に努めるとともに、相談支援事業者、その他関連機関と連携して、支援の充実を図ります。

(7) 防災、防犯等の推進

障がいのある人が地域において、安全・安心に生活ができるよう、防災・防犯対策の推進、消費者被害からの保護を図るとともに、災害緊急時に障がいのある人が円滑に避難・誘導ができるように、地域における災害時の支援体制の整備と避難所の受け入れ体制の確保を推進します。

また、地域全体で犯罪の被害にあわないように「地域で守る」という意識を啓発し、防犯活動を展開します。

用語解説

【リハビリテーション】

障がい者の身体的、精神的、社会的な適応能力回復のための技術的訓練プログラムにとどまらず、障がい者のライフステージのすべての段階において、主体性、自立性、自由といった人間本来の生き方の回復、獲得をめざす障がい者施策の理念。また、運動障がいの機能回復訓練といった狭い意味で用いられる場合もある。

基本施策2 社会参加の促進

【現状・課題】

雇用・就業支援では、自立支援協議会や障がい者相談・就労支援センターと連携して障がいのある人の就労支援について関係機関と連携して就労支援、職場定着支援を推進していますが、就労の場の不足や継続して就労することが難しいなどの課題もあります。

また、国は平成30年6月に「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行され、文化芸術活動を通じた障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加を促進していく方針が示されました。このように、様々な活動への参加を促進するための取組が進められており、障がいのある人の多様な社会参加や交流活動の振興に努めていくことは、地域の理解を深めていくためにも重要なことといえます。

【施策の内容】

(1) 雇用・就業支援の推進

石川地方地域自立支援協議会を中心とし、ハローワークや障害者就業・生活支援センター、学校等の関係機関と連携し、就労を希望する障がい者一人ひとりの意欲や生活に合わせ、一貫した就労支援体制づくりに取り組むとともに、地域で自立した生活を営むことができるように支援します。

(2) 障がい特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保

障がいの特性に応じた支援の充実・強化を図り、継続して就労できるよう支援します。また、短時間労働や在宅就業等の障がい者が多様な働き方を選択できる環境の整備を、石川地方地域自立支援協議会と連携し推進します。

(3) 文化芸術活動・スポーツ等活動への参加促進

障がいのある人が意欲的に、文化芸術活動やスポーツ等に参加できるように支援します。

(4) 情報提供の充実

障がいのある人が円滑に情報を取得・利用し、意思表示やコミュニケーションを行うことができるように、地域生活支援事業の日常生活用具給付事業による「障がい者に配慮した情報通信機器」の利用の拡大やサービスの普及促進に努め、情報通信における情報アクセシビリティの向上、情報提供の充実、コミュニケーション支援の充実等、情報の利用におけるアクセシビリティ※の向上を推進します。

また、年金や諸手当、医療費助成制度や税制上の優遇制度等各種制度の周知に努めます。

(5) 意思疎通支援の充実

意思疎通支援事業を通じて、障がいのある人のコミュニケーションの円滑化を図ります。

用語解説

【アクセシビリティ】

高齢者、障がい者を含む誰もが、様々な製品や建物やサービスなどを支障なく利用できるかどうか、あるいはその度合いのこと。

基本施策3 地域共生の推進

【現状・課題】

福祉教育を推進していますが、地域での共生を実現していく上で障がいのある人に対する理解の促進や交流機会をさらにつくっていくことが重要となっています。アンケート調査では、障がいがあることで嫌な思いや経験をしたことがあるという回答は18.6%でしたが、依然としてみられ、障がいのある人に対する不当な差別や社会的な障壁がなくなるように、地域の正しい理解をさらに深めていくことが必要です。そして、障がいのある人の人権が守られるように、虐待防止対策の取組を強化していくことも重要です。

あわせて、地域での自立した生活を継続していくために、成年後見制度※等の権利擁護支援の取組が重要となっており、制度の利用に関する相談や手続きなどの相談を実施するとともに、広報・啓発等が必要です。

【施策の内容】

(1) 権利擁護の推進、虐待の防止

障がいのある人の権利や人権が侵害されることがないように、権利擁護の趣旨や概要について啓発するとともに、障がいのある人への虐待の防止や権利擁護について相談体制を確保します。

(2) 障がいを理由とする差別の解消の推進

理解促進研修啓発事業等を通して、地域住民の障がいのある人への理解を深め、障がいを理由とする差別の解消に取り組みます。

また、事業者による合理的配慮※の提供、村職員による障がいのある人に関する理解や窓口等における障がい者への配慮の徹底を促進します。

(3) 意思決定支援の推進

判断能力が不十分な方が、障がい福祉サービス等を適切に利用できるよう、成年後見制度※等の利用促進に努めます。

また、国の成年後見制度利用促進基本計画に基づき、権利擁護支援を必要とする方が、必要なときに適切な支援につながるよう、地域で支える体制を構築する「地域連携ネットワーク」の中心となる中核機関の整備を進めます。

用語解説

【合理的配慮の提供】

障がいのある人から「社会の中にあるバリア（障壁）を取り除くために何らかの対応が必要」との意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で必要かつ合理的な対応をすること。令和3年に障害者差別解消法が改正され、令和6年4月1日から事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供が義務化される。

【成年後見制度】

認知症高齢者、知的障がいのある人、精神障がいのある人などで、意思能力がない又は判断能力が不十分な人のために、代理人が金銭や身の回りの管理や保護に関する契約などの法律行為全般を行うための制度である。

基本施策4 教育・育成支援の充実

【現状・課題】

障がいのある子ども一人ひとりの個性を生かしながら、成長段階に応じた支援とともに、保護者に対して乳幼児健診などの機会をきっかけに切れ目ない支援を連動して行えるように、地域での支援体制を構築することが重要な課題です。そして、児童・生徒が個に応じた適切な教育を受けられるよう、障がいのある児童・生徒の教育環境の場のさらなる充実を図っていく必要があります。

【施策の内容】

(1) 障がい児支援の充実

早期発見、早期療育を推進していくために、健康診査や健康相談を実施し、疾病の有無、発育・発達の遅れ、障がい等の早期発見に努め、適切な相談指導を実施するとともに、引き続き母子保健事業や認定こども園、相談支援事業者等関係機関と連携することで、成長過程における適切な支援体制の確保を図り、「児童福祉法」「子ども子育て支援法」に基づく給付、その他の支援を可能な限り講じ、切れ目のない支援を一体的に提供していきます。

また、医療的ケア児※及びその家族が、地域で安心して生活を送ることができるよう、相談支援体制の充実を図ります。

(2) 特別支援教育の推進

障がいのある子どもを含むすべての子どもに対して、子ども一人ひとりの教育的ニーズにあった適切な教育的支援を行うことを目指し、保護者の意向に沿った教育ニーズへの対応と多様な学びの場の確保に努めます。

(3) 教育環境の整備

障がいのある子どもを含むすべての子どもが共に学べるような教育環境の向上を図ります。

(4) 生涯を通じた多様な学習活動の充実

障がいのある人が生涯にわたり学習ができるよう体制整備を実施していきます。

用語解説

【医療的ケア児】

病院以外の場所で、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアを必要とする子どものこと。

第3部

障がい福祉計画

・障がい児福祉計画

第1章 障がい福祉計画

第1章 障がい福祉計画

1. 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の策定にあたって

障がい福祉計画は、「障害者総合支援法」第87条第1項の規定に基づき国が定める「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）に基づき作成するものです。

令和5年5月に「障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針」の見直しが示され、障がい者福祉施策の推進に向けて、以下のような基本的な考えに基づき、障がい福祉サービス等の必要量を見込み、その確保のための方策を示します。

【基本指針の概要】

「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」改正後 概要

1. 基本指針について

- 「基本指針」（大臣告示）は、市町村及び都道府県が障害福祉計画及び障害児福祉計画を定めるに当たっての基本的な方針。
- 都道府県及び市町村は、基本指針に則して原則3か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定。
- 第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画に係る基本指針は、令和5年5月19日に告示。
※ 3年を一期として作成することを基本としつつ、都道府県及び市町村が地域の実情や数値設定・制度改正の影響の有無を考慮して、柔軟な期間設定が可能。

2. 本指針の構成

<p>第一 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 基本的理念 二 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方 三 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方 四 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方 	<p>第三 計画の作成に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 計画の作成に関する基本的事項 二 市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画の作成に関する事項 三 都道府県障害福祉計画及び都道府県障害児福祉計画の作成に関する事項 四 その他
<p>第二 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標（成果目標）</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 福祉施設の入所者の地域生活への移行 二 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 三 地域生活支援の充実 四 福祉施設から一般就労への移行等 五 障害児支援の提供体制の整備等 六 相談支援体制の充実・強化等 七 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築 	<p>第四 その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項等</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 障害者等に対する虐待の防止 二 意思決定支援の促進 三 障害者等の芸術文化活動支援による社会参加等の促進 四 障害者等による情報の取得利用・意思疎通の推進 五 障害を理由とする差別の解消の推進 六 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実

資料：厚生労働省

障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針見直しの主な事項
<ol style="list-style-type: none"> 1 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム※の構築 3 福祉施設から一般就労への移行等 4 障害児のサービス提供体制の計画的な構築 5 発達障害者等支援の一層の充実 6 地域における相談支援体制の充実強化 7 障害者等に対する虐待の防止 8 「地域共生社会※」の実現に向けた取組 9 障害福祉サービスの質の確保 10 障害福祉人材の確保・定着 11 よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定 12 障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進 13 障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化 14 その他：地方分権提案に対する対応

用語解説

【精神障害にも対応した地域包括ケアシステム】

精神障がい者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障がい福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保されたシステム。

【地域共生社会】

障がいの有無や年齢等にかかわらず、地域のあらゆる住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、それぞれに役割を持ちながら参加できる社会。

2. 第6期障がい福祉計画の進捗状況

(1) 成果目標の進捗状況

①福祉施設の入所者の地域生活への移行

令和5年度末までに福祉施設入所者1人削減を目標としていますが、令和4年度末では目標を達成することができませんでした。

項目	令和5年度目標	令和4年度実績
地域生活移行者数	1人	0人
施設入所者数の削減	1人	0人

②地域生活支援拠点※の整備

地域生活支援拠点の整備について、第6期計画期間中は整備することができませんでした。第7期計画期間内での整備に向けて調整しています。

項目	令和5年度目標	令和4年度実績
整備数	1か所	0か所
検証・検討回数	1回	0回

③福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設から一般就労へ移行する人は、令和5年度末で3人を目標としていますが、移行する人がいませんでした。

また、福祉施設利用者のうち就労移行支援事業の利用者を1人とすることを目標としていますが、目標を達成することができませんでした。

項目	令和5年度目標	令和4年度実績
一般就労移行者数	3人	0人
就労移行支援事業を通じた一般就労移行者数	1人	0人
就労継続支援 A 型事業を通じた一般就労移行者数	1人	0人
就労継続支援 B 型事業を通じた一般就労移行者数	1人	0人
一般就労移行者数のうち就労定着支援事業利用者数	0人	0人
就労定着率が8割以上になる就労定着支援事業所数	0か所	0か所

用語解説

【地域生活支援拠点】

障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」の備え、入所施設や精神科病院からの地域移行等を推進するために、障がいのある人を地域全体で支えるサービス提供体制の構築を目的とした仕組み。

第1章 障がい福祉計画

④相談支援体制の充実・強化等

石川地方障がい者基幹相談支援センターを中心に、相談支援事業者に対する指導・助言は目標を上回る件数となっており、地域の相談機関との連携強化も目標を上回って実施されています。

「障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施」の目標

項目	令和5年度目標	令和4年度実績
実施の有無	有	有

「地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言」の目標

項目	令和5年度目標	令和4年度実績
指導・助言件数	12回	45回

※石川地方障がい者基幹相談支援センターにおける件数

「地域の相談支援事業者の人材育成の支援」の目標

項目	令和5年度目標	令和4年度実績
支援件数	12回	7回

※石川地方障がい者基幹相談支援センターにおける件数

「地域の相談機関との連携強化の取組の実施」の目標

項目	令和5年度目標	令和4年度実績
実施回数	6回	107回

※石川地方障がい者基幹相談支援センターにおける件数

⑤障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障がい福祉サービス等の研修等への職員参加は計画どおり実施しています。

「都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加」の目標

項目	令和5年度目標	令和4年度実績
参加人数	1人	1人

「障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制」の目標

項目	令和5年度目標	令和4年度実績
体制の有無	有	無
実施回数	1回	0回

(2) 障がい福祉サービスの利用状況

①自立支援給付

ア) 訪問系サービス

在宅生活を支援するため、居宅介護（ホームヘルプ）、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援を提供します。サービスの内容は下表のとおりです。

【訪問系サービスの概要】

サービス	内 容
居宅介護	ホームヘルパーが居宅において入浴、排せつ、食事などの介助を行うサービス
重度訪問介護	重度の障がいがあり、常に介護を必要とする障がい者に対し、入浴、排せつ、食事、外出時の移動中の介助を総合的に行うサービス
同行援護	視覚障がいにより、移動が著しく困難な方に、移動に必要な情報を提供や移動の際の援助を行うサービス
行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動が困難で常に介助が必要な方に、行動するときに必要な介助や外出時の移動の補助を行うサービス
重度障害者等包括支援	常に介護が必要な方で、介護の必要な程度が著しく高い方に、居宅介護などを包括的に提供するサービス

■訪問系サービスの利用状況

居宅介護の利用増を見込んでいましたが、サービスの利用状況は、利用者数、利用時間ともに計画値を大きく下回りました。

	単位	第6期計画値			第6期実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護	時間／月	324	350	350	91	93	93
	実人／月	12	14	14	8	8	8
重度訪問介護	時間／月	0	0	0	0	0	0
	実人／月	0	0	0	0	0	0
同行援護	時間／月	0	0	0	0	0	0
	実人／月	0	0	0	0	0	0
行動援護	時間／月	0	0	0	0	0	0
	実人／月	0	0	0	0	0	0
重度障害者等 包括支援	時間／月	0	0	0	0	0	0
	実人／月	0	0	0	0	0	0

※令和5年度は9月末現在（以下同様）

第1章 障がい福祉計画

イ) 日中活動系サービス

【日中活動系サービスの概要】

サービス	内 容
生活介護	常に介護が必要な方に対し、施設での入浴や排せつ、食事の介助、創作的活動や生産活動の機会を提供するサービス
自立訓練 (機能訓練・ 生活訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるように、一定の期間における身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行うサービス
就労移行支援	通常の事業所で働きたい方に対し、一定期間、生産活動などの機会や就労に必要な知識、能力の向上のために訓練を行うサービス
就労継続支援 (A型・雇成型) (B型・非雇成型)	通常の事業所で働くことが困難な方に対し、就労の機会や生産活動などの機会の提供により、知識や能力の向上のために訓練を行うサービス
就労定着支援	就労移行支援などを利用して一般就労した方の就労を継続するために、事業所や家族との相談や連絡調整などを行うサービス
療養介護	医療や常に介護を必要とする方に対し、病院や施設で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下の介護や日常生活上の世話などを提供するサービス
短期入所	居宅で介護を行う人が疾病等で介護ができない場合に、障がい者等を施設等へ短期間入所させ、入浴、排せつ、食事の介護等を提供。福祉型は障がい者支援施設等で実施、医療型は重症心身障がい児・者を対象に医療機関等で実施

■日中活動系サービスの利用状況

日中活動系サービスでは生活介護が多く、利用増を見込んでいましたが、利用者数、利用日数ともに下回りました。

	単位	第6期計画値			第6期実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	利用者数	20	21	21	19	20	20
	利用日数	460	483	483	324	375	384

自立訓練（機能訓練）の利用者はいませんでした。

	単位	第6期計画値			第6期実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立訓練 （機能訓練）	利用者数	0	0	0	0	0	0
	利用日数	0	0	0	0	0	0

自立訓練（生活訓練）の利用者はいませんでした。

	単位	第6期計画値			第6期実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立訓練 （生活訓練）	利用者数	0	0	0	0	0	0
	利用日数	0	0	0	0	0	0

就労移行支援は計画期間に1人の利用を見込んでいましたが、利用者はいませんでした。

	単位	第6期計画値			第6期実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労移行支援	利用者数	1	1	1	0	0	0
	利用日数	23	23	23	0	0	0

就労継続支援A型は1人の利用を見込んでいましたが、利用者はいませんでした。

	単位	第6期計画値			第6期実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労継続支援A型	利用者数	1	1	1	0	0	0
	利用日数	23	23	23	0	0	0

第1章 障がい福祉計画

就労継続支援B型は一定の利用者を見込んでいましたが、令和3年度から令和5年度にかけて減少しました。

	単位	第6期計画値			第6期実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労継続支援B型	利用者数	11	11	11	12	11	10
	利用日数	253	253	253	178	151	156

就労定着支援は令和3年度に1人の利用を見込み、実利用も令和3年度に1人でした。

	単位	第6期計画値			第6期実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労定着支援	利用者数	1	0	0	1	0	0

療養介護は各年度2人の利用を見込み、実利用も各年度2人でした。

	単位	第6期計画値			第6期実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
療養介護	利用者数	2	2	2	2	2	2

短期入所（福祉型）は利用者2人を見込んでいましたが、利用者数は見込みを上回りました。

	単位	第6期計画値			第6期実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
短期入所（福祉型）	利用者数	2	2	2	2	4	4
	利用日数	14	14	14	18	15	14

短期入所（医療型）は利用者5人を見込んでいましたが、利用者はいませんでした。

	単位	第6期計画値			第6期実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
短期入所（医療型）	利用者数	5	5	5	0	0	0
	利用日数	67	67	67	0	0	0

ウ) 居住系サービス

【居住系サービスの概要】

サービス	内 容
自立生活援助	障がい者支援施設やグループホーム等から一人暮らしを希望する人に一定の期間に、定期的な訪問で相談や日常生活の援助を提供するサービス
共同生活援助 (グループホーム)	地域で共同生活を営む住居で、相談や日常生活の援助を提供するサービス
施設入所支援	常時介護を要する人に対し、夜間の居住の場などを提供するサービス

■ 居住系サービスの利用状況

自立生活援助の利用者はいませんでした。

	単位	第6期計画値			第6期実績値		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
自立生活援助	利用者数	0	0	0	0	0	0

共同生活援助は6人の利用を見込んでいましたが、見込みを下回りました。

	単位	第6期計画値			第6期実績値		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
共同生活援助	利用者数	6	6	6	4	4	5

施設入所支援は令和3年度が見込みを上回り、令和5年度は10人となっています。

	単位	第6期計画値			第6期実績値		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
施設入所支援	利用者数	10	10	9	11	10	10

第1章 障がい福祉計画

エ) 相談支援サービス

【相談支援系サービスの概要】

サービス	内 容
計画相談支援	サービス利用申請時にサービスを利用するための計画案を作成。支給決定後にサービス等の利用状況の検証、モニタリング※(効果の分析や評価)し、必要に応じて見直しを行い、障がいのある人が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう支援するサービス
地域移行支援	施設に入所している障がい者や精神科病院に入院している精神障がい者などに、地域における生活に移行するための相談や必要な支援を行うサービス
地域定着支援	単身等で生活する障がいのある人に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に、緊急訪問や相談などの必要な支援を行うサービス

■相談支援系サービスの利用状況

計画相談支援は障がい福祉サービス利用者の増加とともに増加を見込んでいましたが、計画値を大きく下回って推移しました。

	単位	第6期計画値			第6期実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	利用者数	102	102	100	36	32	36

地域移行支援は1人の利用を見込んでいましたが、利用者はいませんでした。

	単位	第6期計画値			第6期実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域移行支援	利用者数	1	0	1	0	0	0

地域定着支援の利用者はいませんでした。

	単位	第6期計画値			第6期実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域定着支援	利用者数	0	0	0	0	0	0

用語解説

【モニタリング】

サービス等利用計画（または障害児支援利用計画）に基づき障がい福祉サービス等の支給決定がされた後に、サービスの利用状況や本人の状況の変化などを定期的に確認（検証）することをいう。必要に応じて、サービスの量や種類、内容などの見直しを行う。

②補装具費給付

障がいのある人が、職業その他日常生活の能率の向上を図ること及び障がいのある子どもが将来社会人として独立自活するための素地を育成・助長することを目的として、身体の欠損または損なわれた身体機能を補完・代替する用具について、購入費または修理費の一部を支給する制度です。

■補装具費給付の利用状況

	単位	第6期計画値			第6期実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
補装具費給付	利用者数	-	-	-	7	6	4

③自立支援医療

【自立支援医療の概要】

サービス	内 容
精神通院医療	精神障がい(てんかんを含む。)を有する者で、通院による精神医療を継続的に要する病状にある者に対し、その通院医療に係る医療費の支給を行う
更生医療	身体障がい者で、その障がい除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できるものに対して提供される更生のために必要な医療にかかる医療費の支給を行う
育成医療	障がい児(障がいに係る医療を行わないときは将来障がいを残すと認められる疾患がある児童を含む。)で、その身体障がい除去・軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる者に対して提供される、生活の能力を得るために必要な自立支援医療費の支給を行う

■自立支援医療の利用状況

精神通院医療の利用者は毎年度90人弱で、更生医療の利用者は令和3・4年は各年度1人で、育成医療の利用者はいませんでした。

	単位	第6期計画値			第6期実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
精神通院医療	利用者数	-	-	-	88	86	89
更生医療		-	-	-	1	1	0
育成医療		-	-	-	0	0	0

3. 令和8年度に向けた成果目標の設定

①福祉施設の入所者の地域生活への移行

【考え方】

- 基本指針:令和8年度末において、地域生活に移行した者の成果目標を設定。
- ・地域移行者数:令和4年度末施設入所者数の6%以上
- ・施設入所者数:令和4年度末の5%以上削減

■成果指標

項目	数値	備考
令和5年3月31日時点の施設入所者数	10人	令和4年度末の全施設入所者数
【目標値】地域生活移行者数	1人	施設入所からグループホーム等への地域移行者数
	10.0%	(割合については、地域生活移行者数を全入所者で除した値)
【目標値】削減見込者数	1人	令和8年度末時点の削減見込者数
	10.0%	(割合については削減見込数を全入所者で除した値)

【目標達成のための方策】

国の基本方針や当村の現状を踏まえ、地域生活への移行者を1人、施設入所者については令和4年度の10人から令和8年度には9人に削減することをめざします。

②地域生活支援の充実

【考え方】

- 基本指針:令和8年度末までに、各市町村又は各保健福祉圏域に少なくとも1つの拠点を確保する。年1回以上運用状況を検証及び検討する。

■成果指標

「地域生活支援拠点等が有する機能の充実」の目標

項目	数値	備考
令和5年3月31日時点の設置数	0か所	令和4年度末時点の設置か所数
【目標値】設置数	1か所	令和8年度末時点の設置か所数
令和5年3月31日時点のコーディネーターの配置人数	0人	令和4年度末時点の配置人数
【目標値】配置人数	1人	令和8年度末時点の配置人数
令和5年3月31日時点の運用状況の検証・検討回数	0回	令和4年度末時点の検証・検討回数
【目標値】検証・検討回数	1回	令和8年度末時点の検証・検討回数

「強度行動障がいを有する者に対する支援体制の整備」の目標

項目	数値	備考
令和5年3月31日時点の強度行動障がい有者の状況や支援ニーズの把握の有無	無	令和4年度の支援ニーズ等の把握の有無
【目標値】状況や支援ニーズの把握の有無	有	令和8年度の支援ニーズ等の把握の有無
令和5年3月31日時点の整備の有無	無	令和4年度の体制の有無
【目標値】整備の有無	有	令和8年度の体制の有無

【目標達成のための方策】

地域生活支援拠点については、令和8年度までに1か所の整備を目標とし、運用状況の検証・検討回数も年1回の実施をめざします。

③福祉施設から一般就労への移行等

【考え方】

○基本指針：就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行、就労継続）を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する者をこれまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定する。

- ・一般就労への移行者数：令和3年度実績の1.28倍以上
- ・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上
- ・就労定着支援事業の利用者数：令和3年度末実績の1.41倍以上
- ・就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合：2割5分以上

※「就労定着率」の定義：

過去3年間の就労定着支援の総利用者のうち前年度末時点の就労定着者数の割合（令和3年度報酬改定の考え方）

■成果指標

項目	数値	備考
令和3年度の一般就労移行者数 ①	0人	令和3年度の就労移行支援事業所等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を通じた一般就労への移行者数
【目標値】一般就労移行者数 ②	1人	令和8年度の就労移行支援事業所等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を通じた一般就労への移行者数
	-	（令和3年度と比較した倍率）
令和3年度の就労移行支援事業移行者数	0人	①のうち、就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者数
【目標値】就労移行支援事業移行者数	1人	②のうち、就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者数
	-倍	（令和3年度と比較した倍率）
令和3年度の就労継続支援A型事業移行者数	0人	①のうち、就労継続支援A型事業を通じた一般就労への移行者数

第1章 障がい福祉計画

項目	数値	備考
【目標値】就労継続支援 A 型事業移行者数	0人 -倍	②のうち、就労継続支援 A 型事業を通じた一般就労への移行者数 (令和3年度と比較した倍率)
令和3年度の就労継続支援 B 型事業移行者数	0人	①のうち、就労継続支援 B 型事業を通じた一般就労への移行者数
【目標値】就労継続支援 B 型事業移行者数	0人 -倍	②のうち、就労継続支援 B 型事業を通じた一般就労への移行者数 (令和3年度と比較した倍率)
令和8年度の就労移行支援事業所数(見込)	0か所	令和8年度の就労移行支援事業所数(見込)
【目標値】一般就労移行者が5割以上になる就労移行支援事業所数	0か所 -倍	令和8年度の就労移行支援事業利用者終了者に占める一般就労移行者が5割以上になる就労移行支援事業所数 (割合については、令和8年度の一般就労移行者が5割以上となる就労定着支援事業所数を令和8年度の就労移行支援事業所数で除した値)
令和3年度の就労定着支援事業利用者数	0人	令和3年度の就労定着支援事業利用者数
【目標値】就労定着支援事業利用者数	1人 -倍	令和8年度の就労定着支援事業利用者数 (令和3年度と比較した倍率)
令和8年度の就労定着支援事業所数(見込)	0か所	令和8年度の就労定着支援事業所数(見込)
【目標値】就労定着率が7割以上になる就労定着支援事業所数	0か所 -倍	令和8年度の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所数 (割合については、令和8年度の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所数を令和8年度の就労定着支援事業所数で除した値)

【目標達成のための方策】

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業や就労定着支援の推進を通じて、令和8年度に1人の一般就労をめざします。

④相談支援体制の充実・強化等

【考え方】

○基本指針：令和8年度末までに各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。

■成果指標

「基幹相談支援センターの設置」の目標

項目	数値	備考
令和4年度までの設置の有無	有	令和4年度までの設置の有無
【目標値】設置の有無	有	令和8年度までの設置の有無

「基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する専門的な指導・助言」の目標

項目	数値	備考
令和4年度の指導・助言件数	45	令和4年度の指導・助言件数
【目標値】指導・助言件数	50	令和8年度の指導・助言件数

「基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者の人材育成の支援」の目標

項目	数値	備考
令和4年度の支援件数	7	令和4年度の支援件数
【目標値】支援件数	10	令和8年度の支援件数

「基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組の実施」の目標

項目	数値	備考
令和4年度の実施回数	107	令和4年度の実施回数
【目標値】実施回数	110	令和8年度の実施回数

「基幹相談支援センターによる個別事例の支援内容の検証の実施回数」の目標

項目	数値	備考
令和4年度の実施回数	0	令和4年度の実施回数
【目標値】実施回数	1	令和8年度の実施回数

「基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置人数」の目標

項目	数値	備考
令和4年度の配置数	1	令和4年度の配置数
【目標値】配置数	1	令和8年度の配置数

「協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施」の目標

項目	数値	備考
令和4年度の実施回数	3	令和4年度の実例検討実施回数
【目標値】実施回数	6	令和8年度の実例検討実施回数
令和4年度の参加事業者・機関数	13	令和4年度の参加事業者・機関数
【目標値】参加事業者・機関数	15	令和8年度の参加事業者・機関数

「協議会の専門部会の設置」の目標

項目	数値	備考
令和4年度の設置数	4	令和4年度の設置数
【目標値】専門部会の設置数	4	令和8年度の設置数
令和4年度の専門部会の実施回数	16	令和4年度の実施回数
【目標値】専門部会の実施回数	16	令和8年度の実施回数

【目標達成のための方策】

自立支援協議会の活動の強化と、石川郡5町村で共同設置した石川地方障がい者基幹相談支援センターを中心に相談支援体制の充実と強化を図ります。

⑤障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

【考え方】

- 基本指針：令和8年度末までに都道府県及び市町村において、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築することを基本とする。

第1章 障がい福祉計画

■成果指標

「都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加」の目標

項目	数値	備考
令和4年度の参加人数	1人	令和4年度の参加人数
【目標】参加人数	1人	令和8年度の参加人数

「障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制」の目標

項目	数値	備考
令和4年度の体制の有無	無	令和4年度の体制の有無
【目標】体制の有無	有	令和8年度の体制の有無
令和4年度の実施回数	0回	令和4年度の実施回数
【目標】実施回数	1回	令和8年度の実施回数

【目標達成のための方策】

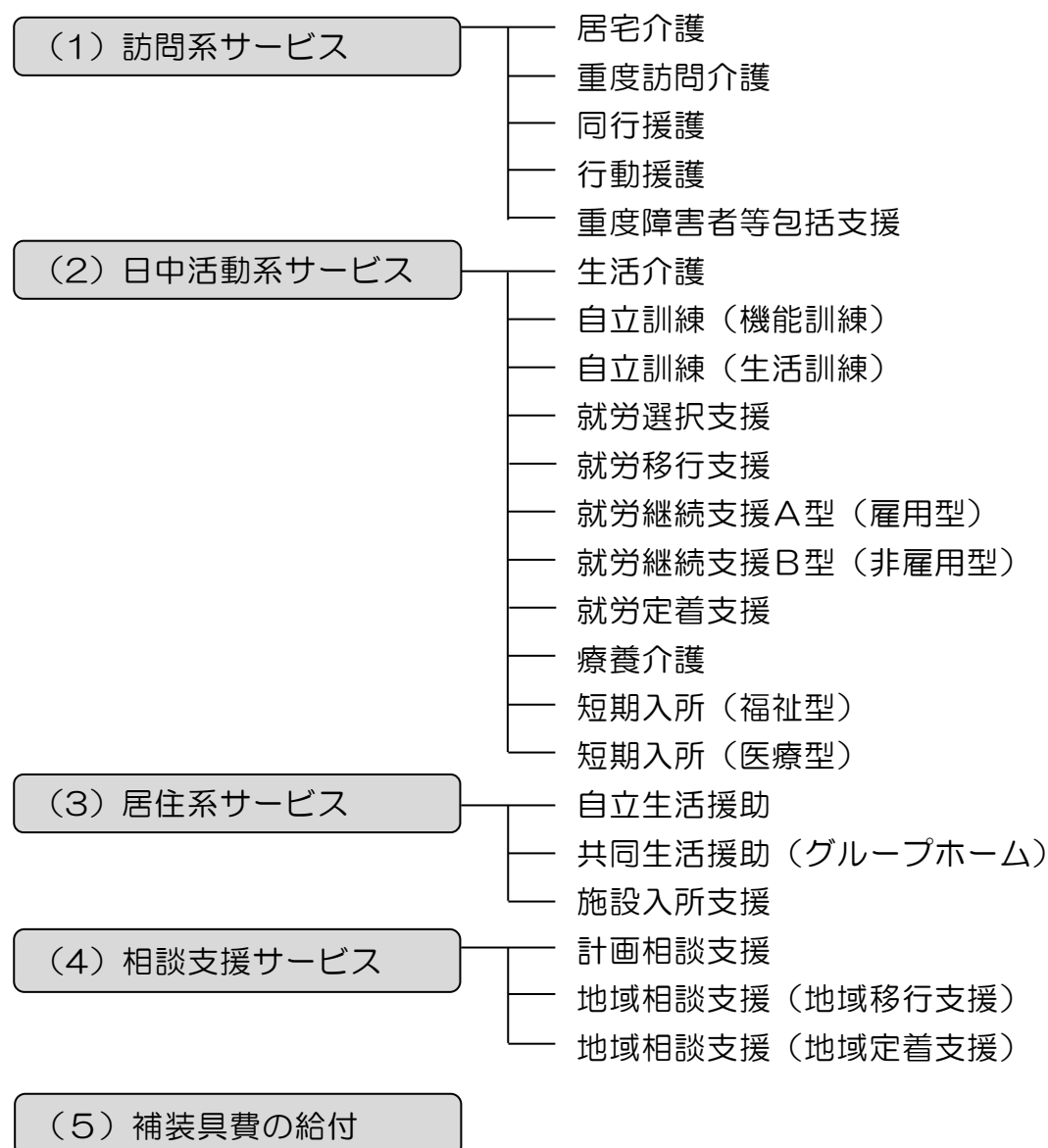
障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組の充実を図ります。

4. 障がい福祉サービスの見込み・確保策

障がい福祉サービスは、個々の障がいのある人の障がい程度や勘案すべき社会活動や介護者、居住等の状況を踏まえ、個別に支給決定が行われる「障がい福祉サービス」と市町村の創意工夫により、利用者の方々の状況に応じて柔軟に提供できる「地域生活支援事業」に分けられます。

また、「障がい福祉サービス」は、「介護給付」「訓練等給付」「相談支援」「補装具」に分類されます。

【障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービスの体系】



第1章 障がい福祉計画

(1) 訪問系サービス

【見込み量の考え方】

令和8年度の月間訪問系サービスの利用者は9人で、利用時間は108時間となる見込みです。

■第7期見込み

区分	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	108	時間	108	時間	108	時間
居宅介護	9	人分	9	人分	9	人分
	0	時間	0	時間	0	時間
重度訪問介護	0	人分	0	人分	0	人分
	0	時間	0	時間	0	時間
同行援護	0	人分	0	人分	0	人分
	0	時間	0	時間	0	時間
行動援護	0	人分	0	人分	0	人分
	0	時間	0	時間	0	時間
重度障害者等 包括支援	0	単位	0	単位	0	単位
	0	人分	0	人分	0	人分

(1か月あたり延べ量)

【確保策】

- 施設や病院から地域生活に移行する人や、重度の障がいのある人が地域で安心して生活ができるよう、訪問系サービスの適切な支援が行われるよう努めていきます。
- 重度訪問介護や同行援護及び行動援護、重度障害者等包括支援は利用実績がないため利用者数を見込んでいませんが、ニーズに応じて柔軟な対応に努めます。

(2) 日中活動系サービス

【見込み量の考え方】

月間日中活動系サービスについて令和8年度の利用者は生活介護が21人、療養介護の利用者は2人となる見込みです。自立訓練について機能・生活ともに0人となる見込みです。

就労系サービスについて令和8年度の利用者は就労移行支援が1人、就労継続支援（A型）が1人、就労継続支援（B型）は15人に増加となる見込みです。また、短期入所（福祉型）の利用者は5人となる見込みです。

■第7期見込み

区分		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
日 中 活 動 系	生活介護	420	人日分	420	人日分	420	人日分
		21	人分	21	人分	21	人分
	自立訓練(機能訓練)	0	人日分	0	人日分	0	人日分
		0	人分	0	人分	0	人分
	自立訓練(生活訓練)	0	人日分	0	人日分	0	人日分
		0	人分	0	人分	0	人分
	就労選択支援※	-	人分	0	人分	1	人分
	就労移行支援	22	人日分	22	人日分	22	人日分
		1	人分	1	人分	1	人分
	就労継続支援(A型)	22	人日分	22	人日分	22	人日分
		1	人分	1	人分	1	人分
	就労継続支援(B型)	221	人日分	238	人日分	255	人日分
		13	人分	14	人分	15	人分
	就労定着支援	0	人分	0	人分	1	人分
	療養介護	2	人分	2	人分	2	人分
	短期入所(福祉型)	25	人日分	25	人日分	25	人日分
5		人分	5	人分	5	人分	
短期入所(医療型)	0	人日分	0	人日分	0	人日分	
	0	人分	0	人分	0	人分	

(人日：1か月あたり延べ量、人：1か月あたり実量)

【確保策】

- 生活介護は一定の利用者を見込み、利用者のニーズに沿うよう、事業所と連携しサービスの確保に努めます。自立訓練は、利用実績がないため利用者数を見込んでいませんが、ニーズに応じて柔軟な対応に努めます。
- 就労移行支援や就労継続支援は、利用者の自立に向けた日中活動の主要なサービスの一つとして新規利用を促進し、一般就労へ移行できるよう、企業への障がい者雇用拡大に向け働きかけを行います。
- 短期入所は、必要に応じて利用できるよう、既存の事業者へ提供体制の充実を求め、また、新規事業者の参入促進に努めます。

用語解説

【就労選択支援】

障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する。

第1章 障がい福祉計画

(3) 居住系サービス

【見込み量の考え方】

令和8年度の共同生活援助の利用者は8人、施設入所支援の利用者は9人となる見込みです。

■第7期見込み

区分		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
居住系	自立生活援助	0	人分	0	人分	0	人分
	共同生活援助 (グループホーム)	6	人分	7	人分	8	人分
	施設入所支援	10	人分	10	人分	9	人分

(1か月あたり実量)

【確保策】

- 自立生活援助は現状、利用実績がないため利用者数を見込んでいませんが、ニーズに応じて柔軟な対応に努めます。
- 共同生活援助（グループホーム）は、地域生活への移行を進めるための重要な施設となるため、新規事業者の参入を促進します。
- 施設入所支援は、地域生活への移行を想定しつつも新たな利用が出た場合は、事業所と連携し、入所先を確保します。

(4) 相談支援サービス

【見込み量の考え方】

令和8年度の計画相談支援の利用者は43人、地域移行支援は1人、地域定着支援は1人となる見込みです。

■第7期見込み

区分		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
相談支援	計画相談支援	40	人分	41	人分	43	人分
	地域移行支援	0	人分	0	人分	1	人分
	地域定着支援	0	人分	0	人分	1	人分

(1年あたり実量)

【確保策】

- 計画相談支援については、サービス等利用計画などの作成に関する支援を充実させるため、石川地方障がい者基幹相談支援センターを中心に相談支援専門員の育成や負担軽減、相談支援事業所の立ち上げに努め、サービス提供事業所と連携を図り、相談支援の質の向上に努めます。
- 地域相談支援は、スムーズな地域移行・地域定着と安定した地域生活が送れるよう、指定相談支援事業者と連携を図ります。

(5) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

【見込み量の考え方】

基本指針に掲げられている「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」に向けた取組については、精神障がいに対する地域の理解を深めていき、地域の実情にあった地域包括ケアシステムのあり方を検討していく必要があります。このため、広域的な協議の場の設置も視野に入れ、石川地方地域自立支援協議会内で協議を重ねた上で、保健、医療、福祉等の関係機関による情報連携を強化します。

■第7期見込み

区分		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	協議の場の開催	0	回	0	回	1	回
	協議の場の保健関係者の参加人数	0	人	0	人	1	人
	協議の場の医療(精神科)関係者の参加人数	0	人	0	人	1	人
	協議の場の医療(精神科以外)関係者の参加人数	0	人	0	人	1	人
	協議の場の福祉関係者の参加人数	0	人	0	人	2	人
	協議の場の介護関係者の参加人数	0	人	0	人	2	人
	協議の場の当事者の参加人数	0	人	0	人	1	人
	協議の場の家族の参加人数	0	人	0	人	1	人
	協議の場における目標設定及び評価の実施回数	0	回	0	回	1	回
	地域移行支援	0	人分	0	人分	1	人分
	地域定着支援	0	人分	0	人分	1	人分
	共同生活援助	0	人分	0	人分	1	人分
	自立生活援助	0	人分	0	人分	1	人分
	自立訓練(生活訓練)	0	人分	0	人分	1	人分

(1年あたり実量)

【確保策】

○精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築については、石川地方地域自立支援協議会において協議の場を設置し、検討していきます。

5. 地域生活支援事業の実施状況と計画期間の見込み等

地域生活支援事業は、障がい者・障がい児が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により事業を県又は村が実施主体となって効果的・効率的に実施するものです。都道府県、市町村にそれぞれ必ず行う「必須事業」があり、各都道府県、市町村がこれらの必須事業の他に任意事業を行っています。

(1) 地域生活支援事業の利用状況

① 必須事業

【必須事業の概要】

サービス	内 容
理解促進研修・啓発事業	障がいのある人が日常生活や社会生活をする上で生じる社会的障壁をなくすため、障がいに対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを実施する事業
障がい者・家族・地域住民の自発的活動支援事業	障がいのある人、その家族、地域住民などが地域で自発的に行う活動(ピアサポート※、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など)を支援する事業
相談支援事業	障がいのある人、障がいのある子どもの保護者や介助者(介護者)などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のために必要な援助を行い、自立した生活ができるよう支援する事業
成年後見制度利用支援事業	サービスを利用している又は利用しようとする知的障がい、精神障がいのある人に対し、成年後見制度の利用について必要となる費用を補助することで権利擁護を支援する事業
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度の法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修や安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを実施する事業
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人に、手話通訳者や要約筆記奉仕員を派遣する事業
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がい者との交流活動の促進、市区町村の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員(日常会話程度の手話表現技術を取得した者)の養成研修を行う事業
日常生活用具※給付事業	障がいのある人に対し、日常生活用具の給付や貸与をする事業
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人に対し、ヘルパーなどを派遣し、外出のための移動の支援を行う事業
地域活動支援センター※機能強化事業	障がいのある人に対し、創作的活動や社会との交流などの機会を提供するために機能強化を図ることを目的に行う事業

用語解説

【ピアサポート】

障がいのある人が地域での生活になじむことができるよう、同じような立場の人によるさまざまなアドバイスをを行い、必要な支援を行うこと。

【日常生活用具】

障がいのある人が日常生活をしていく上で、その障がいを軽減し、自立した生活を支援・実現するための用具のこと。重度の障がいのある人に、障がいの内容に応じて、日常生活用具の給付を行っている。

【地域活動支援センター】

地域で生活している身体・精神・知的障がいを抱える人に、創作活動や交流の機会を提供する施設。地域で生活する障がい者の中には、社会との関わりを持つ機会が少なく、自宅に閉じこもりになってしまう人もいるため、社会参加を支援する。

【設置要件】10人以上が利用できる規模(創作活動などに必要な場所・備品を整備)。施設長1人、指導員2人以上の職員を配置。

■必須事業の利用状況

理解促進研修・啓発事業は、石川地方地域自立支援協議会主催のもと、障がい者（児）等に対する理解を深めるため、無料映画上映会及び講演会を開催しました。

	単位	第6期計画値			第6期実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

自発的活動支援事業は、制度はあるものの利用者がいませんでした。

	単位	第6期計画値			第6期実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

障害者相談支援事業は、相談窓口2か所を計画し、役場健康福祉課の窓口と郡内の相談支援事業所へ広域で委託し、事業を実施しました。

基幹相談支援センター機能強化事業は、広域でワーキンググループを設置し検討を図り、令和2年度に基幹相談支援センターが開所されました。

住宅入居等支援事業の利用実績はありませんでした。

	単位	第6期計画値			第6期実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
基幹相談支援センター	実施の有無	有	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無	無

成年後見制度利用支援事業を実施しており、計画期間は令和3年度は1人の利用がありました。

	単位	第6期計画値			第6期実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度 利用支援事業	利用者数	1	1	1	1	0	0

第1章 障がい福祉計画

成年後見制度法人後見支援事業を実施していますが、利用実績はありませんでした。

	単位	第6期計画値			第6期実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度 法人後見支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

意思疎通支援事業は、手話通訳者・要約筆記者※派遣事業では手話通訳者派遣事業は一般社団法人福島県聴覚障害者協会に委託し、手話通訳者の派遣依頼があった場合には、協会と連携し迅速に対応します。年1回の派遣を見込みましたが、利用実績はありませんでした。手話通訳者設置事業は実施していません。

意思疎通支援事業	単位	第6期計画値			第6期実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者・ 要約筆記者派遣事業	利用人数	1	1	1	0	0	0
手話通訳者設置事業	設置人数	0	0	0	0	0	0

日常生活用具給付等事業は排泄管理支援用具の利用が多く、利用者の増加を見込みましたが令和3・4年度で見込数を下回りました。その他の用具は各1件の利用を見込み、自立生活支援用具と在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、居宅生活動作補助用具（住宅改修費）に利用がみられました。

日常生活用具給付事業	単位	第6期計画値			第6期実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護・訓練支援用具	件数	1	1	1	0	0	0
自立生活支援用具	件数	1	1	1	0	0	1
在宅療養等支援用具	件数	1	1	1	0	1	1
情報・意思疎通支援用具	件数	1	1	1	1	0	0
排泄管理支援用具	件数	168	180	192	146	172	196
居宅生活動作補助用具 （住宅改修費）	件数	1	1	1	1	0	0

用語解説

【要約筆記者】

所定の講習を受けて要約筆記の技術を習得し、難聴や中途失聴の人のために要約筆記を行う人。要約筆記とは、会議や講演などの場において話の内容を要約し、手書きやパソコンを用いて伝達する、聴覚障がい者に対する情報保障手段の一つ。

手話奉仕員養成研修事業の利用者はいませんでした。

	単位	第6期計画値			第6期実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話奉仕員養成研修事業	登録者数	0	0	0	0	0	0

移動支援事業は見込みと同程度の利用となっています。利用ニーズはありますが、利用できる事業所が少ないため利用が少なくなっています。利用時間数は令和3・4年度で計画値より下回っています。

	単位	第6期計画値			第6期実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動支援事業	利用者数	3	3	3	3	4	3
	利用時間数	108	108	108	50	91	142

地域活動支援センター事業は、創作的活動や社会との交流などの機会を提供するために機能強化を図ることを目的に、令和5年度に1か所の地域活動支援センター設置を検討していましたが、設置には至りませんでした。

	単位	第6期計画値			第6期実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域活動支援センター事業	実施か所数	0	0	1	0	0	0

②任意事業

本村では、以下の任意事業を実施しています。

【任意事業の概要】

サービス	内 容
日中一時支援事業	障がいのある人に活動の場を提供し、見守りや社会に適應するための日常的な訓練やその他の支援を提供
訪問入浴サービス事業	障がいのある人の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供
自動車運転免許取得費助成事業	身体障がい者の方で、就労等社会活動参加のため、自動車運転免許を取得する場合に費用の一部を助成
身体障害者用自動車改造費助成事業	重度身体障がい者が就労等に伴い自動車を取得し、自動車を改造する場合に改造費の一部を助成
障がい者デイサービス事業	障がい者等の自立の促進、生活の質の向上を図るため、利用者に対して継続的にデイサービスを実施

第1章 障がい福祉計画

■任意事業の利用状況

日中一時支援事業では令和4年度と5年度に計画値を上回る利用がありました。これは障がいのある子どもの通所支援と合わせて利用する方が増えたことによるものと考えられます。

	単位	第6期計画値			第6期実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日中一時支援事業	利用者数	10	10	10	10	16	15
	利用日数	480	480	480	368	523	667

訪問入浴サービス事業は1人の利用を見込み、実利用も1人でした。

	単位	第6期計画値			第6期実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問入浴サービス事業	利用者数	1	1	1	1	1	1
	利用日数	120	60	60	169	161	169

各年度において実施をしています。

	単位	第6期計画値			第6期実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自動車運転免許取得費助成事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

各年度において実施をしています。

	単位	第6期計画値			第6期実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
身体障害者用自動車改造費助成事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

令和3・5年度では利用を下回りました。また、利用日数は各年度で下回っています。

	単位	第6期計画値			第6期実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障がい者デイサービス事業	利用者数	3	3	3	2	3	2
	利用日数	360	360	360	118	211	168

(2) 必須事業の見込み・確保策

【見込み量の考え方】

継続して実施します。

■第7期見込み

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		見込量	見込量	見込量
(1)理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有
(2)自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有
(3)相談支援事業				
①基幹相談支援センター	実施の有無	有	有	有
②住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無
(4)成年後見制度利用支援事業	利用者数	1	1	1
(5)成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有	有	有
(6)意思疎通支援事業				
①手話通訳者・要約筆記者派遣事業	利用者数	1	1	1
②手話通訳者設置事業	設置人数	0	0	0
(7)日常生活用具給付等事業				
①介護・訓練支援用具	利用件数	1	1	1
②自立生活支援用具	利用件数	1	1	1
③在宅療養等支援用具	利用件数	1	1	1
④情報・意思疎通支援用具	利用件数	1	1	1
⑤排泄管理支援用具	利用件数	220	244	268
⑥居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	利用件数	1	1	1
(8)手話奉仕員養成研修事業	登録者数	0	0	0
(9)移動支援事業	利用者数	3	3	3
	利用時間数	190	190	190
(10)地域活動支援センター事業	実施か所数	0	0	1

【確保策】

- 「理解促進研修・啓発事業」は、石川地方地域自立支援協議会を活用し研修会等の開催や教育機関と連携し、障がいに対する普及啓発、共生社会の推進を行います。
- 「自発的活動支援事業」は、自発的な交流活動の推進を図り支援していきます。
- 「相談支援事業」は、石川地方障がい者基幹相談支援センターと連携し、広域的な相談支援体制の整備と相談支援機能の強化に努めます。
- 「成年後見制度利用支援事業」は、制度の普及啓発と、制度の利用を必要な人の支援を図っていきます。
- 「意思疎通支援事業」は、手話通訳などを必要とする人への利用促進を図っていきます。
- 「日常生活用具給付等事業」は、排泄管理支援用具をはじめ、情報・意思疎通支援用具、居宅生活動作補助用具（住宅改修費）等の給付を見込みました。障がいのある人や障がいのある子どもの日常生活のニーズに応じた用具を適切に給付できるよう努めます。
- 「移動支援事業」は、利用ニーズはあるものの、サービスを提供できる事業所が少ないため、事業所の新規参入の促し等も検討し、サービスが提供できる事業所の確保に努めます。
- 「地域活動支援センター事業」は、石川郡共同でのセンターの設置を目指します。

(3) 任意事業の見込み・確保策

【見込み量の考え方】

継続して実施します。

■第7期見込み

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		見込量	見込量	見込量
(1)日中一時支援事業	利用者数	16	18	20
	利用日数	768	864	960
(2)訪問入浴サービス事業	利用者数	1	1	1
	利用日数	170	170	170
(3)自動車運転免許取得費助成事業	実施の有無	有	有	有
(4)身体障害者用自動車改造費助成事業	実施の有無	有	有	有
(5)障がい者デイサービス事業	利用者数	2	2	2
	利用日数	157	157	157

【確保策】

- 「日中一時支援事業」は、利用者が増えていることから増加を見込みました。
- 「訪問入浴サービス事業」は、引き続き1人を見込みました。
- 「障がい者デイサービス事業」は、村内のデイサービス事業所を利用するため、希望者のニーズに合わせたサービス量の確保に努めます。
- 各事業とも障がいのある人や障がいのある子どものニーズを踏まえ柔軟に対応できるように、事業についての検討と、ホームページなどでの周知をしていきます。

第2章 障がい児福祉計画

第2章 障がい児福祉計画

1. 第2期障がい児福祉計画の進捗状況

(1) 成果目標の進捗状況

①障がい児支援の提供体制の整備等

本村では、児童発達支援センター及び重症心身障がい児※に対応した事業所の単独設置が困難で未設置となっています。

「児童発達支援センターの整備」の目標

項目	令和5年度目標	令和4年度実績
整備数	1か所	0か所

「保育所等訪問支援事業所の整備」の目標

項目	令和5年度目標	令和4年度実績
整備数	1か所	0か所

「重症心身障がい児を主たる支援の対象としている児童発達支援事業所」の目標

項目	令和5年度目標	令和4年度実績
整備数	1か所	0か所

「重症心身障がい児を主たる支援の対象としている放課後等デイサービス事業所」の目標

項目	令和5年度目標	令和4年度実績
整備数	1か所	0か所

「医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置」の目標

項目	令和5年度目標	令和4年度実績
協議の場の数	1	1

「医療的ケア児支援のためコーディネーターの配置」の目標

項目	令和5年度目標	令和4年度実績
配置数	1	0

用語解説

【重症心身障がい児】

重度の知的障がいと重度の肢体不自由が重複した障がい児をいう。

(2) 障がい児福祉サービスの利用状況

【障がい児福祉サービスの概要】

サービス	内 容
児童発達支援	未就学の障がい児に対して日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、集団生活への適応訓練等
医療型児童発達支援	障がいのある児童に、日常生活の指導及び自活に必要な知識や技能の付与と治療を行うための施設で、福祉サービスに併せて治療を行う
放課後等デイサービス	学校に通学している障がい児に対して、放課後、休日、夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のための訓練や社会との交流の促進等を支援
保育所等訪問支援	作業療法士等の専門職が、サポートを必要とする児童の通園する保育所等に訪問し、集団生活への適応訓練等、専門的な支援を行うサービス
居宅訪問型児童発達支援	居宅を訪問して基本的な動作の指導、知識技能の付与などの支援を行う
障害児相談支援	障害児通所支援の支給決定前に利用計画を作成するとともに、支給決定後にサービス等の利用状況の検証と計画の見直し

①障害児通所支援

■障害児通所支援の利用状況

障害児通所支援全体では、令和4・5年度では利用者数は見込みを上回りました。利用日数は増加しているものの、各年度で見込みを下回りました。

	単位	第2期計画値			第2期実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
全 体	利用者数	16	18	20	16	19	23
	利用日数	156	166	186	127	136	150

児童発達支援の利用者は見込みを上回りましたが、1人あたりの利用日数は計画値を下回りました。

	単位	第2期計画値			第2期実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	利用者数	4	6	7	4	7	9
	利用日数	25	35	45	18	27	35

医療型児童発達支援の利用者はいませんでした。

	単位	第2期計画値			第2期実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
医療型児童発達支援	利用者数	0	0	0	0	0	0
	利用日数	0	0	0	0	0	0

放課後等デイサービスの利用者は見込みと同程度で、1人あたりの利用日数は計画値を下回りました。

	単位	第2期計画値			第2期実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
放課後等デイサービス	利用者数	12	12	13	12	12	14
	利用日数	131	131	141	109	109	115

保育所等訪問の利用者はいませんでした。

	単位	第2期計画値			第2期実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育所等訪問支援	利用者数	0	0	0	0	0	0
	利用日数	0	0	0	0	0	0

居宅訪問型児童発達支援の利用者はいませんでした。

	単位	第2期計画値			第2期実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅訪問型 児童発達支援	利用者数	0	0	0	0	0	0
	利用日数	0	0	0	0	0	0

②障害児入所施設

障害児入所施設の利用者はいませんでした。

■障害児入所施設の利用状況

	単位	第2期計画値			第2期実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
福祉型障害児入所施設	利用者数	0	0	0	0	0	0
医療型障害児入所施設	利用者数	0	0	0	0	0	0

③障害児相談支援

■障害児相談支援の利用状況

横ばいを見込みましたが、利用者数は計画値を下回りました。

	単位	第2期計画値			第2期実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害児相談支援	利用者数	48	60	44	17	20	21

第2章 障がい児福祉計画

④医療的ケア児調整コーディネーターの配置人数

令和5年度において、保健センターに1名配置しました。

	単位	第2期計画値			第2期実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
医療的ケア児調整 コーディネーター	配置人数	0	0	1	0	0	1

⑤保育所の利用を必要とする障がい児数

保育所の利用を必要とする障がい児はいませんでした。

	単位	第2期計画値			第2期実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育所の利用を 必要とする障がい 児数	利用者数	0	0	0	0	0	0
	利用日数	0	0	0	0	0	0

⑥認定こども園の利用を必要とする障がい児数

認定こども園の利用を必要とする障がい児数は見込みと同程度でしたが、利用日数は計画値を下回りました。

	単位	第2期計画値			第2期実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認定こども園の 利用を必要とする 障がい児数	利用者数	4	6	7	4	7	7
	利用日数	92	138	161	46	74	87

⑦放課後児童健全育成事業を必要とする障がい児数

放課後児童健全育成事業を必要とする障がい児数は第2期では見込みませんでした。令和5年度は5人となりました。

	単位	第2期計画値			第2期実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
放課後児童健全 育成事業を必要と する障がい児数	利用者数	0	0	0	4	3	5
	利用日数	0	0	0	80	60	100

⑧短期入所(医療型)※児童のみ

短期入所（医療型）の利用者はいませんでした。

	単位	第2期計画値			第2期実績値		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
短期入所(医療型)	利用者数	1	0	0	0	0	0
	利用日数	4	0	0	0	0	0

⑨短期入所(福祉型)※児童のみ

短期入所（福祉型）の利用者はいませんでした。

	単位	第2期計画値			第2期実績値		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
短期入所(福祉型)	利用者数	0	1	1	0	0	0
	利用日数	0	10	10	0	0	0

2. 令和8年度に向けた成果目標の設定

①障がい児支援の提供体制の整備等

【考え方】

- 基本指針:令和8年度末までに、各市町村に下記について整備することを基本とし、地域の実情を踏まえて設定する。
 - ・児童発達支援センター:各市町村又は各圏域に1か所以上
 - ・障がい児の地域社会への参加・包容の(インクルージョン)推進体制の構築
各市町村(又は圏域)に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、障がい児の地域社会への参加・包容を推進する体制を構築する。
 - ・重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所等:各市町村又は圏域に1か所以上

■成果指標

児童発達支援センターの整備

項目	数値	考え方
令和5年3月31日時点の整備数	0	令和4年度末の整備か所数
【目標値】整備数	1	令和8年度末までの整備か所数 ※石川郡共同でのセンターの設置を目指す

障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制の構築(保育所等訪問支援事業所の整備)

項目	数値	考え方
令和5年3月31日時点の整備数	0	令和4年度末の整備か所数
【目標値】整備数	1	令和8年度末までの整備か所数

重症心身障がい児を支援する事業所の整備

「重症心身障がい児を主たる支援の対象としている児童発達支援事業所」の目標

項目	数値	考え方
令和5年3月31日時点の整備数	0	令和4年度末の整備か所数
【目標値】整備数	1	令和8年度末までの整備か所数

「重症心身障がい児を主たる支援の対象としている放課後等デイサービス事業所」の目標

項目	数値	考え方
令和5年3月31日時点の整備数	0	令和4年度末の整備か所数
【目標値】整備数	1	令和8年度末までの整備か所数

医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

「関係機関の協議の場の設置」の目標

項目	数値	考え方
令和5年3月31日時点の整備数	1	令和4年度末の整備か所数
【目標値】整備数	1	令和8年度末までの整備か所数

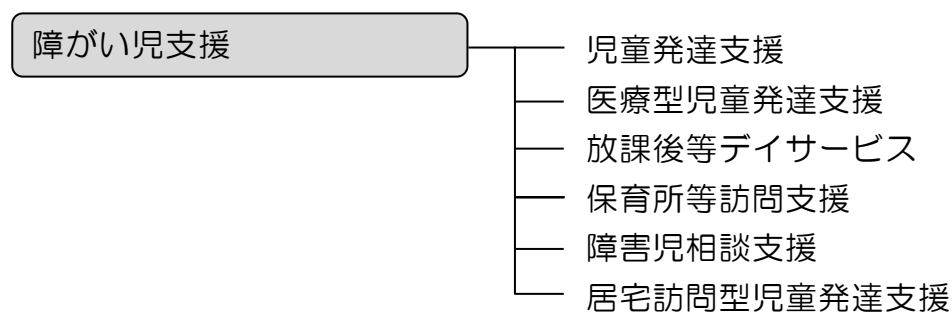
「コーディネーターの配置」の目標

項目	数値	考え方
令和5年3月31日時点の整備数	0	令和4年度末の整備か所数
【目標値】配置数	1	令和8年度末までの整備か所数

3. 障がい児福祉サービスの見込み・確保策

第2期障がい児福祉計画の実績を踏まえ、令和6年度から令和8年度の3年間に第3期計画期間として各年度における障がい児通所支援や障がい児相談支援必要な量の見込み量を設定します。

[障がい児福祉サービスの体系]



第2章 障がい児福祉計画

(1) 障がい児支援

【見込み量の考え方】

令和8年度の月間児童発達支援の利用者は15人、利用量は60人日、放課後等デイサービスの利用者は18人、利用量は162人日、障害児相談支援の利用者は25人となる見込みです。

■第3期見込み

区分		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
		見込み量		見込み量		見込み量	
障 害 児 支 援	児童発達支援	44	人日分	52	人日分	60	人日分
		11	人分	13	人分	15	人分
	医療型児童発達支援	0	人日分	0	人日分	0	人日分
		0	人分	0	人分	0	人分
	放課後等デイサービス	135	人日分	144	人日分	162	人日分
		15	人分	16	人分	18	人分
	保育所等訪問支援	0	人日分	0	人日分	0	人日分
		0	人分	0	人分	0	人分
	居宅訪問型児童発達支援	0	人日分	0	人日分	0	人日分
		0	人分	0	人分	0	人分
	福祉型障害児入所施設	0	人分	0	人分	0	人分
	医療型障害児入所施設	0	人分	0	人分	0	人分
	障害児相談支援	22	人分	23	人分	25	人分
	医療的ケア児調整コーディネーターの配置人数	1	人	1	人	1	人
	保育所の利用を必要とする障がい児数	0	人日分	0	人日分	0	人日分
		0	人分	0	人分	0	人分
	認定こども園の利用を必要とする障がい児数	92	人日分	104	人日分	115	人日分
		8	人分	9	人分	10	人分
	放課後児童健全育成事業を必要とする障がい児数	121	人日分	146	人日分	176	人日分
		6	人分	7	人分	9	人分
短期入所(医療型) ※児童のみ	0	人日分	0	人日分	0	人日分	
	0	人分	0	人分	0	人分	
短期入所(福祉型) ※児童のみ	0	人日分	0	人日分	0	人日分	
	0	人分	0	人分	0	人分	

(人日：1か月あたり延べ量、人：1か月あたり実量)

【確保策】

- 児童発達支援及び放課後等デイサービスは、利用者が増加傾向で、特に就学前の児童発達支援の利用は年々増える見込みとなっています。ニーズを把握し、障がい児通所支援事業所と連携を強化し、サービス提供事業所の確保と充実に努めます。
- 障害児相談支援は、相談支援専門員の育成や負担軽減、相談支援事業所の立ち上げに努め、サービス提供事業所と連携を図り、相談支援の質の向上に努めます。
- 早期発見、早期療育を推進していくために、母子保健事業や認定こども園などとの連携は必要不可欠です。平成30年度に設置した「子育て世代包括支援センター※」（保健センター内）は、保健師等の専門スタッフが子育てに関する様々な相談に対応し、切れ目のない支援を一体的に提供しています。また、乳幼児の月齢に合わせた健康診査や健康相談を実施し、疾病の有無、発育・発達の遅れ、障がい等の早期発見に努め、適切な相談指導を実施し、必要に応じて医療や療育等に結びつけることや、子育ての不安や悩みを軽減できるよう、その子の発達の経過を確認していきます。
- 障がいのある子どもがそれぞれの個性を発揮し、健やかに成長していくことができるよう、それぞれの状態に応じた保育、教育の支援を充実していく必要があるため、障がい等で支援が必要な子どもの学校生活を支援するために、村内小中学校において、特別支援教育支援員※の配置と、特別支援学級※（知的・情緒）を設置し、児童や生徒の障がいの状態に応じた教育に努めます。
- 障がいに関わらず、同じ地域に住む子どもたちが共に学び育つように、特別支援教育※の推進に努めます。

用語解説**【子育て世代包括支援センター】**

妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を目的に、保健師等を配置して妊産婦等からの相談に応じ、健診等の「母子保健サービス」と地域子育て支援拠点等の「子育て支援サービス」を一体的に提供できるよう、必要な情報提供や関係機関との連携調整、支援プラン等の作成を行う機関。

【特別支援教育支援員】

幼稚園、小・中学校、高等学校において障がいのある児童生徒に対し、食事、排泄、教室の移動補助等学校における日常生活動作の介助を行ったり、発達障がいの児童生徒に対し学習活動上のサポートを行う有償ボランティアの方。

【特別支援学級】

特別支援学校の対象児童生徒等の障がいの程度には至らない障がいのある子どもの教育のため、小・中学校等に設置できる学級。

【特別支援教育】

障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。

(2) その他の取組

障がい児支援においては、適切な療育を受けるための児童発達支援や、放課後等デイサービス、日中一時支援事業の利用が増加傾向です。利用ニーズは高まっていると考えられますが、利用できる資源そのものが少ないため、石川郡内だけでなく近隣の市町村へ出向いたり、サービスを併用している場合もあります。今後は保護者の働き方や生活圏を捉えた支援、移動手段の充実などが求められます。また、石川地方地域自立支援協議会子ども部会により、石川郡5町村で作成したサポートファイル※「フェイスファイル」で就学時や就職時に以前の情報を適切につないで共有し、切れ目のない支援を行う仕組みづくりが必要とされています。

また、発達障がい者等に対する支援として、ペアレントプログラム※やペアレントトレーニング※等の支援体制を確保すること及び発達障がいの診断等を専門的に行うことができる医療機関等を確保し、連携することが重要です。

用語解説

【サポートファイル】

乳幼児期から成人期までの一貫した支援を可能とするために、子どもの状態や必要な支援内容、養育に関する保護者の思い等を保護者と支援者とが協働で作成・ファイリングしたもの。

【ペアレントプログラム】

子育てに困難を感じる保護者を対象とした支援プログラムのこと。厚生労働省が推進する発達障がい者支援策の一つで、各自治体での実施が呼びかけられている。

【ペアレントトレーニング】

子どもの行動変容を目的として、親がほめ方や指示などの具体的な養育スキルを獲得することを目指す。専門家による療育場面でのトレーニングだけでなく、親が日常生活で子どもに適切にかかわることができるようになることで、子どもの行動改善や発達促進が期待できる。

第4部

計画の推進

第1章 計画の推進

第1章 計画の推進

1. 計画の普及・啓発

本計画については、ホームページ等での普及・啓発を行い、計画内容の周知と、かつ、障がいの種類に応じた適切な情報提供を図ります。

また、一人ひとりが、福祉の担い手であるという意識を持っていただくために、様々な地域活動を通じて障がいへの理解、計画の普及・啓発を行います。

2. 関係機関との連携の強化

本計画の推進にあたっては、石川地方地域自立支援協議会の活用と、石川地方障がい者基幹相談支援センター、社会福祉協議会、サービス提供事業所、保健医療機関、障がい者団体、住民ボランティアなど関係機関との連携を強化するとともに、庁内の関係部署が十分に連携を図りながら取組を推進します。

また、福祉サービスの中には、村単独で行うことが困難なものや、広域的に行った方が効果的な事業もあるため、近隣市町村、県中圏域内や石川郡各町村との連携・調整を図ります。

また、障がい者の地域生活を支援するためには、これらの団体等との協力関係を深め、障がい者施策の円滑な推進を図ります。

資料編

資料編

1. 玉川村障がい者計画等策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項に規定する障害者計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条第1項に規定する障害福祉計画及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の20第1項に規定する障害児福祉計画(以下「計画」という。)を策定するため、玉川村障がい者計画等策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(任務)

第2条 委員会は次の事項について協議する。

- (1) 障がい者の現状と自立支援に関すること。
- (2) 計画に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10名以内で組織する。

2 委員は次に掲げるもののうちから、村長が委嘱する。

- (1) 住民代表
- (2) 保健医療関係者
- (3) 福祉関係者
- (4) 障がい者福社会代表者
- (5) 学識経験者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は委員長が招集し、会議の議長となる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

2. 玉川村障がい者計画等策定委員会委員名簿

NO	区 分	氏 名	備 考
1	住民代表	熊田 香奈子	障がい児保護者
2		須釜 勝則	障がい者当事者
3	保健医療関係者	塩田 ゆかり	玉川村地域包括支援センター
4	福祉関係者	飯村 正明	玉川村民生委員協議会
5		桑澤 恵美子	石川地方地域自立支援協議会代表 社会福祉法人桜が丘学園
6		吉田 清美	石川地方障がい者基幹相談支援センター
7	障がい者福社会代表者	國井 文雄	玉川村身体障がい者福社会
8	学識経験者	大和田 宏	村議会文教厚生常任委員会委員

玉川村健康福祉課 策定委員会事務局名簿

NO	職 名	氏 名	備 考
1	課長	曲山 知賀子	
2	課長補佐 兼社会福祉係長	小原 幸春	
2	主査	大野 正博	

3. 策定経過

年 月 日		内 容
令和5年	7月13日 ～ 7月28日	アンケート調査の実施
	10月26日	第1回策定委員会 (1) 障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の策定にあたって (2) 障がい者を取り巻く状況 (3) 障がい（児）福祉計画の成果目標の状況 (4) アンケート調査報告書について (5) その他
	12月21日	第2回策定委員会 (1) 玉川村第2期障がい者計画、第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画（案）について (2) 意見交換 (3) 今後の日程について (4) その他
令和6年	1月26日 ～ 2月13日	パブリックコメントの実施
	2月28日	第3回策定委員会 (1) 玉川村第2期障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画（案）について (2) その他

4. アンケート調査票

たまかわむらしょう ふくしけいかくとうさくてい
玉川村障がい福祉計画等策定のための

ちょうさ きょうりょく
アンケート調査にご協力ください

たまかわむら しょう しゃふくし かん けいかく かいてい ぐたいてき しさく
玉川村では、障がい者福祉に関する計画の改定にあたり、具体的な施策
さんこう
の参考にさせていただくため、この調査を実施いたします。ご回答いただ
ないよう むら せきん も しゅうけい ちょうさ もくてきがい
いた内容については、村が責任を持って集計し、この調査の目的以外に
しょう
は使用いたしません。

か かた 【書き方について】

- なまえ か けっこう
1 名前は書かなくて結構です。
- あてな ほんにん あてな ほんにん
2 「あなた」とは、宛名のご本人のことです。宛名のご本人について、
かぞく しせつ かた きょうりょく かいとう
ご家族や施設の方などに協力していただきながらご回答ください。
こた むり こた けっこう
答えたくないことなどは無理に答えなくて結構です。
- ばんごう まる きにゅうらん きにゅう
3 あてはまる番号に○をつけたり、記入欄に記入していただくところ
かいとうすう まる まる してい
があります。また、回答数が「1つに○」「いくつでも○」などと指定
してあります。

か お 【書き終わったら】

がつ にち きん へんしんようふうとう い おく
7月28日（金）までに返信用封筒に入れて送ってください。
ちやくせつ やくばまどぐち じざん かま
（直接、役場窓口^{かま}に持参^{じざん}いただいても構いません。）

ちょうさ と あ か き ねが
この調査^{ちょうさ}についてのお問い合わせは、下記^とまでお願い^{ねが}します。

たまかわむらけんこうふくし か しゃかいふくしかかり
玉川村健康福祉課 社会福祉係

でんわ
電話 0247-57-4623（平日^{へいじつ} 8:30~17:15）
FAX 0247-57-3952

1. あなたについて

問1 この調査に回答しているのはどなたですか。（1つに○）

1. 宛名の本人が回答（代筆を含む）	3. 施設職員が、かわりに回答
2. 家族が、かわりに回答	4. その他（ ）

問2 性別を教えてください。

1. 男性	2. 女性
-------	-------

問3 年齢を教えてください（（ ）に数字を記入）（7月1日現在）

（ ）歳

問4 あなたが持っている手帳の種類と程度についてお答えください。

身体障害者手帳		療育手帳	精神障害者 保健福祉手帳
等級を記入	種類（当てはまるものに○）	程度に○	等級を記入
（ ）級	<ul style="list-style-type: none"> 視覚障がい 聴覚障がい 平衡機能障がい 音声・言語、そしゃく機能障がい 肢体不自由 内部機能障がい* 	A B	（ ）級

*内部機能障がいとは、心臓、肝臓、腎臓、呼吸器、膀胱・直腸、小腸、免疫の機能障がいのことです

問5 あなたは自立支援医療（精神通院）受給者証（みどり色の受給者証）を持っていますか。（1つに○）

1. 持っている	2. 持っていない
----------	-----------

問6 あなたは発達障がいと診断されたことがありますか。（1つに○）

*発達障がいとは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいなどをいいます。

1. ある	2. ない
-------	-------

問7 あなたは難病（指定難病）の認定を受けていますか。（1つに○）

*難病（指定難病）とは、筋萎縮性側索硬化症（ALS）や、パーキンソン病などの治療法が確立していない特殊な病気をいいます。

1. 受けている	2. 受けていない
----------	-----------

問8 あなたは高次脳機能障がいとして診断されたことはありますか。(1つに○)
 *高次脳機能障がいとは、病気やけがで脳に損傷を受けて後遺症として生じる障がいで、会話がうまくかみ合わない等の症状があります。

1. ある	当てはまる症状に○	
	() 目が見えにくい	() 耳が聞こえにくい
	() 言葉を話しにくい	() 内部障害
	() 上肢が動かしにくい	() 下肢が動かしにくい
2. ない		

問9 あなたは現在医療的ケアを受けていますか。(1つに○)

1. 受けている	受けているケアすべてに○	
	() 気管切開	() 人工呼吸器
	() 吸入	() 吸引
	() 胃ろう、腸ろう	() けい管栄養
	() 中心静脈栄養	() 人工透析
	() カテーテル留置	() ストーマ (人工肛門、膀胱)
	() 服薬管理	() その他 ()
2. 受けていない		

問10 【40歳以上の方】介護保険の要支援・要介護認定を受けていますか。(1つに○)

1. 受けている 要介護度に○	利用しているサービスすべての()に○	
	『自宅に訪問』	
	() 訪問介護 (ヘルパー)	() 訪問入浴介護
	() 訪問リハビリ	() 居宅療養管理指導
	『施設に通う』	
	() 通所介護 (デイサービス)	() 通所リハビリ
	『施設に宿泊』	
	() 短期入所 (ショート)	() 短期入所療養介護
	() 介護老人福祉施設	() 介護老人保健施設
	() 有料老人ホームなど	() グループホーム
	() 地域密着型特定施設入居者生活介護	
	『その他』	
	() 福祉用具レンタル	() 福祉用具購入
	2. 受けていない	

2. お住まいと支援について

問1 1 あなたは現在、どこで暮らしていますか。（1つに○）

1. 自宅 → 問1 2へ	2. グループホーム 3. 入所施設 → 問1 5へ 4. その他【具体的に：】
---------------	--

問1 2 どなたと一緒に暮らしていますか。（いくつでも○）

1. ひとり暮らし	2. その他（ 父 ・ 母 ・ 祖父 ・ 祖母 きょうだい ・ 夫 ・ 妻 ・ 子ども ）
-----------	--

問1 3 現在、一緒に暮らしている人などから介助や支援を受けていますか。（1つに○）

1. 全面的に介助や支援を受けている	→ 問1 4へ
2. 部分的に介助や支援を受けている	
3. 介助や支援は受けていない	→ 問1 5へ

問1 4 どのような介助や支援を受けていますか。（いくつでも○）

1. 食事	4. 身だしなみ	7. 薬の管理
2. トイレ	5. 外出	8. その他【具体的に
3. 入浴	6. お金の管理	】

問1 5 あなたが生活する中で、どのような情報がほしいですか。（いくつでも○）

1. 各種サービスの情報	5. 相談できる場所の情報	7. その他【具体的に
2. 医療の情報	6. 障がい者団体などの情報	】
3. 仕事の情報	7. その他【具体的に	】
4. 趣味の活動の情報		

問16 あなたやあなたのご家族が、日常生活や福祉サービスについて相談できるところはどこですか。(いくつでも○)

- | | |
|-----------------------|----------------------|
| 1. 役場や保健センター | 7. 居宅介護支援センター |
| 2. 学校 | 8. 職場の人 |
| 3. 病院 | 9. 民生児童委員 |
| 4. 施設や事業所 | 10. その他 |
| 5. 相談支援事業所 | 【具体的に： |
| 6. 石川地方障がい者基幹相談支援センター | 11. 相談するところがない、わからない |

問17 日常生活や福祉サービスについて相談するところで大切だと思うのは、どのようなことですか。(いくつでも○)

- | | |
|-------------------|---------------|
| 1. いつでも相談できる | 3. 専門的な相談ができる |
| 2. 相談に行きやすい、近くにある | 4. その他【具体的に： |

問18 あなたは今後3年以内に、どこで生活したいと思いますか。(1つに○)

- | | | |
|--------------|--------------|----------------|
| 1. 自宅 → 問19へ | 2. グループホーム | 3. 入所施設 → 問20へ |
| | 4. その他【具体的に： | |

問19 自宅で生活する場合、どのような介助や支援を受けたいですか。(いくつでも○)

- | | | |
|--------|----------|-------------|
| 1. 食事 | 4. 身だしなみ | 7. 薬の管理 |
| 2. トイレ | 5. 外出 | 8. その他【具体的に |
| 3. 入浴 | 6. お金の管理 | 】 |

問20 地域で希望する暮らしを送るためには、どのような支援があればよいと思いますか。(いくつでも○)

- | | |
|----------------------|--------------------|
| 1. 医療ケアが適切に受けられること | 5. 経済的な負担が減ること |
| 2. 障害者に適した住む場所があること | 6. 適切に相談を受けてもらえること |
| 3. 必要な在宅サービスが利用できること | 7. 地域の人々の理解や支えあい |
| 4. 生活訓練などが充実すること | 8. その他【具体的に： |

3. 外出について

問21 外出の回数はどれくらいですか（散歩や学校、仕事も外出とします）。（1つに○）

- | | | |
|-----------|-----------|--------------|
| 1. ほとんど毎日 | 3. 週に1~2回 | 5. 年に数回 |
| 2. 週に3~4回 | 4. 月に1~2回 | 6. ほとんど外出しない |

問22 どのような目的で外出することが多いですか。（いくつでも○）

- | | |
|-----------------|---------------|
| 1. 通勤・通学・事業所に行く | 5. 趣味や活動に参加する |
| 2. 病院やリハビリに行く | 6. その他 |
| 3. 買い物 | 【具体的に： _____】 |
| 4. 知人、友達に会う | |

問23 外出の時に支援が必要ですか。（1つに○）

- | | |
|-------------------------------|-------|
| 1. 支援は必要ない | →問25へ |
| 2. いつもはひとりで行けるが、調子が悪い場合は支援が必要 | |
| 3. 慣れた所にはひとりで行けるが、それ以外は支援が必要 | →問24へ |
| 4. いつも支援が必要 | |
| 5. その他 【具体的に： _____】 | |

問24 外出する時、どのような支援を受けていますか。（いくつでも○）

- | |
|--|
| 1. 家族に付き添ってもらっている
(父 母 祖父 祖母 きょうだい 夫 妻 子ども) |
| 2. 友人や知人、ボランティアの方などに付き添ってもらっている |
| 3. 福祉サービス（移動支援など）を利用している |
| 4. その他 【具体的に： _____】 |

問25 外出する時に困ることは何ですか。（いくつでも○）

- | | |
|---------------------|-----------------------|
| 1. バスの本数やタクシーが少ない | 6. 外出にお金がかかる |
| 2. 乗り物の乗り降りが大変だ | 7. 周囲の目が気になる |
| 3. 道路や公共の施設の設備が不便 | 8. 発作など、とっさの時の対応が心配 |
| 4. バスなどに乗る方法がわかりにくい | 9. 道路のバリアフリー化 |
| 5. 介助する人が確保できない | 10. その他 【具体的に： _____】 |

4. 障がい福祉サービス等の利用について

問26 次のサービスを利用していますか。また今後（も）利用したいですか。

A 現在の利用	B 今後の利用			
	利用しているサービスに○	利用したい	利用したくない	わからない
A 現在の利用：利用しているサービスに○				
B 今後の利用：1つに○				
記入例：利用している場合 →	○	○		
記入例：利用していない場合 →			○	
①居宅介護（ヘルパー） 自宅で入浴や排せつ、食事などの介助を行うサービス。				
②重度訪問介護 自宅で生活をされている方で重度の障がいがあり常に介護が必要な方に、入浴、食事、外出時の移動の補助を行うサービス。				
③同行援護・行動援護 視覚障がいや知的障がい、精神障がいにより行動が困難で常に介護が必要な方に、外出に必要な情報の提供や移動の援護などを行うサービス。				
④重度障害者等包括支援 常に介護が必要な方に居宅介護などの複数のサービスを包括的に提供するサービス。				
⑤施設入所支援 主として夜間、施設に入所する方に対し、入浴、排せつ、食事の介護などの支援を行うサービス。				
⑥短期入所（ショートステイ） 施設に短期間入所し、入浴、排せつ、食事の介護などを行うサービス。				
⑦療養介護 医療が必要な方で、常に介護を必要とする方に、病院等において機能訓練、療養上の管理、看護などを提供するサービス。				
⑧生活介護 常に介護が必要な方に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供するサービス。				

A 現在の利用：利用しているサービスに○

B 今後の利用：1つに○

A 現在の利用	B 今後の利用			
	利用しているサービスに○	利用したい	利用したくない	わからない
<p>⑨自立生活援助</p> <p>障害者支援施設やグループホーム等からひとり暮らしへの移行を希望する方に、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、理解力、生活力等を補う観点から、適切な支援を行うサービス。</p>				
<p>⑩共同生活援助（グループホーム）</p> <p>夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行うサービス。</p>				
<p>⑪自立訓練（機能訓練・生活訓練）</p> <p>自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行うサービス。</p>				
<p>⑫就労移行支援</p> <p>就労を目指す方に、一定の期間、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行うサービス。</p>				
<p>⑬就労継続支援（A型・B型）</p> <p>一般企業等で働くことが困難な方に、就労や生産活動、その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行うサービス。</p>				
<p>⑭就労定着支援</p> <p>就労移行支援などを利用して就業した方の就労を継続するために、職場や家族との相談や連絡調整などの支援を行うサービス。</p>				
<p>⑮計画相談支援・障害児相談支援</p> <p>福祉に関する問題や介護者からの相談に応じて、必要な情報の提供や助言などを行うサービス。</p>				
<p>⑯地域移行支援</p> <p>地域における生活に移行するために重点的に支援を必要としている方に対して、住居の確保などの地域生活に移行するための相談や必要な支援を行うサービス。</p>				
<p>⑰地域定着支援</p> <p>単身等で生活する障がいのある方に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に、緊急訪問や相談などの必要な支援を行うサービス。</p>				

A 現在の利用：利用しているサービスに○

B 今後の利用：1つに○

	A 現在の利用		B 今後の利用	
	利用しているサービスに○	利用したい	利用したくない	わからない
⑱ 移動支援 屋外での移動が困難な方に対して、外出のための支援を行うサービス。				
⑲ 日中一時支援 日中、監護する方がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な方の日中活動の場を確保するサービス。				
⑳ 訪問入浴サービス 自宅で生活し、入浴することが困難な方が、自宅で入浴の介助を受けるサービス。				
㉑ 補装具・福祉用具の購入補助 仕事や日常生活を容易にするために、身体機能等を補う用具の購入または修理にかかる費用を支給するサービス。				
㉒～㉗は児童が対象				
㉒ 児童発達支援 日常生活における動作や、集団生活への適応訓練などの支援を行うサービス。				
㉓ 医療型児童発達支援 日常生活における動作や、集団生活への適応訓練などの支援と治療を行うサービス。				
㉔ 放課後等デイサービス 学校の授業終了後や休校日に、児童発達支援センター等の施設に通い、生活能力向上のために必要な訓練や、社会との交流の促進などの支援を行うサービス。				
㉕ 居宅訪問型児童発達支援 重度の障がいなどにより外出が著しく困難である児童の自宅を訪問して発達支援を行うサービス。				
㉖ 保育所等訪問支援 児童が通う保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援などを行うサービス。				
㉗ 障害児入所支援 障害児入所施設や指定医療機関に入所等をする方に対して、日常生活の指導や知識技能の付与や治療を行うサービス。				

問27 【問26のサービスを利用している方】サービスを利用して不満に思うことがありますか。（いくつでも○）

1. 身近なところを利用できない、近くに使いたい事業所がない
2. 利用したい日や時間に利用できない
3. 本人や家族の希望を尊重してもらえない
4. 建物や設備が障がい特性に配慮されていない
5. サービス内容についての情報が少ない
6. その他【具体的に：

問28 【全員に伺います】問26のサービス以外で、利用したいと思うもの、充実するべきだと思うものはどのようなものですか。（いくつでも○）

1. 365日24時間対応で地域における相談支援が受けられる仕組み
2. 成年後見制度利用支援事業（判断能力が低下した人の金銭管理や契約などを行い不利益にならないようにする後見人などを利用できる制度に関する相談や支援）
3. 「障がい者親の会」などの自発的活動に関する支援
4. 地域活動支援センター事業（創作活動などの機会の提供、交流などに関する支援を行う場を提供する事業）
5. 意思疎通支援事業（手話通訳者または要約筆記者等の派遣を行う事業）
6. その他【具体的に：

問29 【問26のサービスを利用していない方】サービスを利用していない（予定がない）理由があれば教えてください。（いくつでも○）

1. サービスを受ける必要がない
2. 別のサービスを受けている
3. 利用時間の都合が合わない
4. 使いたいサービスが近くにない
5. 利用料金がかかる
6. サービスの存在を知らなかった
7. その他
8. その他【具体的に：

問30 【全員に伺います】障がいのことや保健福祉サービス等の情報をどこで知りますか。（いくつでも○）

1. 本や新聞、雑誌の記事、テレビ、ラジオ
2. 広報たまかわ、行政だより
3. インターネット、スマートフォン
4. 家族や親せき、知人、友人
5. サービス事業所の職員、家族会
6. 病院の先生、看護師、ケースワーカー
7. 学校の先生
8. 相談支援事業所の窓口
9. 役場の窓口
10. その他【具体的に：

5. 仕事・通所について（18歳以上の方のみ）

問31 あなたは、平日の日中を主にどのように過ごしていますか。（1つに○）

1. 会社勤めや、自営業、家業、農業などの仕事をしている
（会社勤めの方 1. 正社員 2. パート）
2. 福祉施設、作業所等に通っている
3. 病院などのデイケアやリハビリテーションに通っている
4. 入所している施設や病院等で過ごしている
5. 学校などに通っている
6. 自宅で過ごしている
7. その他【具体的に：

問32 あなたは今後、収入を得る仕事をしたい（続けたい）と思いますか。（1つに○）

1. 仕事をしたい（続けた
2. 仕事をしたくない
3. 仕事ができない

問33 収入を得る仕事に就くために、職業訓練などを受けたいと思いますか。（1つに○）

1. すでに職業訓練を受けている
2. 職業訓練を受けたい
3. 職業訓練を受けたくない
4. 職業訓練を受ける必要はない

問34 仕事をする（続ける）ためには、どのようなことが必要だと思いますか。（いくつでも○）

1. 近くに働く場所がある
2. 通勤手段の確保
3. 短時間勤務や勤務日数等に気を配ってくれる
4. 事業主や職場の人たちの理解がある
5. 職場の施設や設備が障がい配慮されている（バリアフリーなど）
6. 仕事について、職場以外にも相談できる場所がある
7. 長期間にわたって勤務ができるよう支援してくれる
8. 学校在学中から、仕事にかかる体験や訓練が受けられる
9. 65歳を過ぎても、働いたり作業ができる機会がある
10. その他【具体的に：

6. 災害時の避難・権利擁護について（全員）

問35 あなたは、災害などの時の避難場所を知っていますか。（1つに○）

- | | |
|----------|---------|
| 1. 知っている | 2. 知らない |
|----------|---------|

問36 あなたは、災害などの時に一人で避難できますか。（1つに○）

- | | |
|--------|---------|
| 1. できる | 2. できない |
|--------|---------|

問37 災害などの時、家族以外に、近所あなたを助けてくれる人はいますか。
（1つに○）

- | | | |
|-------|--------|------------------|
| 1. いる | 2. いない | 3. 緊急通報システムなどの利用 |
|-------|--------|------------------|

問38 あなたが、災害などの時に困ることは何ですか。（いくつでも○）

- | |
|--------------------------------|
| 1. 病院での治療が受けられない |
| 2. 救助を求めることができない |
| 3. 必要な福祉用具などが手に入らない（ストーマ用装具など） |
| 4. 安全なところまで自分で避難することができない |
| 5. 周囲とのコミュニケーションがとれない |
| 6. その他【具体的に： |

問39 あなたが災害などの時の避難所について不安なことは何ですか。（いくつでも○）

- | |
|------------------------------------|
| 1. 避難場所の設備が障がい配慮されているか（スロープやトイレなど） |
| 2. 周囲の目が気になり落ち着かない |
| 3. 情報伝達が適切に受けられるか |
| 4. 介助してくれる人がいない |
| 5. 慣れない場所で過ごすことができない |
| 6. その他【具体的に： |

問40 あなたは、障がいがあることで差別や嫌な思いをすることがありますか。
（1つに○）

- | | |
|-------------|-------------|
| 1. ある →問41へ | 2. ない →問42へ |
|-------------|-------------|

問41 どのようなときに差別や嫌な思いをしましたか。（いくつでも○）

- | | |
|-------------------|----------------|
| 1. 勉強や仕事をしているとき | 4. 契約などの手続きのとき |
| 2. 住んでいる地域での日常生活で | 5. その他 |
| 3. 買い物などで外出したとき | 【具体的に： |

問42 成年後見制度についてご存じですか。(1つに○)

* 成年後見制度とは、判断能力が十分ではなかったり、冷静な物事の判断がつかなくなった方を法律的に支援・援助するための制度です。

1. 知っている

2. 知らない

問43 障がいのある人が暮らしやすい村となるために、特にどのようなことが必要だと思いますか。(いくつでも○)

1. 相談窓口で気軽に相談できたり、手続きなどが簡単にできる
2. 保健・医療・福祉に関する情報の提供(教室・こころの相談等の開催)
3. 参加しやすいスポーツ・サークル・文化活動の場の提供
4. 自宅での生活や介助がしやすいよう、段差等の解消や使い易いデザインの推進
5. リハビリ・訓練などができる場の提供(デイサービス事業など)
6. 障がい者(児)に関わる団体のボランティアの活動を支援
7. 障がいについて知ってもらうための福祉教育や啓発活動
8. こども園の受入れや、学校の受入れ体制の整備
9. 職業訓練や働く場所の情報の提供
10. 障がいの有無にかかわらず、住民同士がふれあう機会や場の提供
11. 地域の人が日常的に見守りや声かけをしてくれる支援体制の整備
12. 保健師や相談支援員による訪問指導
13. 障がいに配慮した住宅やグループホームなどの住まいの提供
14. 災害や緊急時に避難を手伝う体制の整備
15. ふだんの生活(買い物など)で、自宅から気軽に出掛けられる仕組み
16. その他【具体的に】
17. 特にない

7. 介助・支援かいじょ しえんしている方かたにうかがいます

問44 主に介助かいじょや支援しえんをしている方かたは、宛名あてなのご本人ほんにんからみてどなたですか。（1つに○）

- | |
|---|
| 1. 父 <small>ちち</small> ・母 <small>はは</small> ・祖父 <small>そふ</small> ・祖母 <small>そぼ</small> |
| 2. 夫 <small>おっと</small> ・妻 <small>つま</small> ・兄弟 <small>きょうだい</small> 姉妹 <small>しまい</small> ・子ども <small>こ</small> ・子どもの配偶者 <small>はいぐうしゃ</small> ・孫 <small>まご</small> |
| 3. 施設 <small>しせつ</small> ・事業所 <small>じぎょうしょ</small> の職員 <small>しょくいん</small> |
| 4. その他 <small>た</small> 【具体的 <small>ぐたいてき</small> に：】 |

問45 介助かいじょや支援しえんを行おこなっている方かたが困こまっていることや不安ふあんなことはどのようなことですか。（いくつでも○）

- | | |
|---|---|
| 1. 自分 <small>じぶん</small> の健康 <small>けんこう</small> のこと | 5. 緊急時 <small>きんきゅうじ</small> にみてる人 <small>ひと</small> がいない |
| 2. 自分 <small>じぶん</small> の仕事 <small>しごと</small> のこと | 6. 今後 <small>こんご</small> のこと・将来 <small>しょうらい</small> のこと |
| 3. 自分 <small>じぶん</small> の時間 <small>じかん</small> がない・休 <small>やす</small> めないこと | 7. その他 <small>た</small> |
| 4. 介助 <small>かいじょ</small> を手助 <small>てだす</small> けしてくれる人 <small>ひと</small> がいない | 【具体的 <small>ぐたいてき</small> に：】 |

問46 介助かいじょしていく上うへで利用りようしたいと思おもうサービスや支援策しえんさくはどのようなものですか。（主おもなもの3つまでに○）

- | | |
|---|---|
| 1. 専門 <small>せんもんてき</small> 的な相談 <small>そうだん</small> ができること | 5. 日中 <small>にっちゅう</small> に訓練等 <small>くんれんなど</small> に通 <small>かよ</small> えること |
| 2. 日常生活 <small>にちじょうせいかつ</small> の介助 <small>かいじょ</small> （ホームヘルプ等 <small>など</small> ） | 6. 金銭管理 <small>きんせんかんり</small> |
| 3. 外出支援 <small>がいしゅつしえん</small> や送迎 <small>そうげい</small> | 7. その他 <small>た</small> |
| 4. 一時的 <small>いちじてき</small> に預 <small>あず</small> けられる施設 <small>しせつ</small> | 【具体的 <small>ぐたいてき</small> に：】 |

さいいじょう かた しゅうりょう
18歳以上さいじゅうじょうの方かたはここで終しゅうりょう了りょうです。
きょうりょく
ご協きょうりょく力りょくありがとうございました。

8. 保育・教育について（18歳未満のみ）

問47 現在の通園・通学先はどこですか。（1つに〇）

1. こども園・通園施設等	4. 特別支援学校
2. 小・中・高等学校（普通学級）	5. その他
3. 小・中・高等学校（特別支援学級）	【具体的に：
→問49へ	6. どこにも通っていない→問51へ

問48 現在の通園・通学先は、希望どおりの場所ですか。（1つに〇）

1. はい	2. いいえ（理由：
-------	------------

問49 通園・通学などについて困っていることはありますか。（いくつでも〇）

1. 交通手段がない（通うのが大変）
2. 施設や設備が整っていない（使いにくい）
3. 介助体制が十分でない（手助けしてくれる人がいない）
4. 先生の理解や配慮が足りない
5. 友人の理解が得られない（友だちが自分のことをわかってくれない）
6. その他【具体的に：

問50 保育・教育にどのようなことが必要だと思いますか。（いくつでも〇）

1. 施設、設備、教材を充実させてほしい
2. 学校内の介助体制を組んでほしい
3. 能力や障がいの状況に合った指導をしてほしい
4. 通常の学級との交流機会を増やしてほしい
5. 就学相談や進路相談など、相談体制を充実させてほしい
6. 地域の人に、障がいのことを知ってもらう機会がほしい
7. その他【具体的に：

問51 休日や長い休みはどのように過ごしていますか。（いくつでも〇）

1. 家族と一緒に過ごす
2. 友達と遊ぶ
3. 習い事に行く
4. 児童クラブを利用する
5. 福祉サービスを利用する（日中一時支援事業所）
6. 福祉サービスを利用する（短期入所施設）
7. その他【具体的に：

9. 18歳未満のお子さん^{さいみまん こ}の保護者^{ほごしゃ}の方^{かた}にうかがいます

問52 お子さんは重^{じゅう}症^{しやう}心身^{しんしん}障害^{しやうがい}（重^{じゅう}度^どの肢^し体^{たい}不^ふ自^じ由^{ゆう}と重^{じゅう}度^どの知^ち的^{てき}障^{しやう}害^{がい}が重^{じゅう}複^{ふく}している状態^{じやうたい}）に該当^{がいとう}しますか。（1つに〇）

1. している

2. していない

問53 お子さんの成長^{せいちやう}や発^は達^{たつ}で心^{しん}配^{ぱい}していること^{なん}は何^{まる}ですか。（いくつでも〇）

1. 友人^{ゆうじん}や周^{まわ}りとの対^{たい}人^{じん}関^{かん}係^{けい}5. 医^い療^{りやう}体^{たい}制^{せい}2. 就^{しゅう}学^{がく}や進^{しん}学^{がく}な^のの進^{しん}路^ろ6. 家^か族^{ぞく}と^のの関^{かん}係^{けい}3. 仕^し事^{ごと}や就^{しゅう}職^{しょく}7. そ^の他^た4. 日^ひ々^びの健^{けん}康^{こう}状^{じやう}態^{たい}【具^ぐ体^{たい}的^{てき}に：】

問54 お子さんが高^{こう}等^{とう}学^{がく}校^{こう}な^のを卒^{そつ}業^{ぎやう}した後^{あと}の進^{しん}路^ろにつ^いて、保^ほ護^ご者^{しゃ}の方^{かた}が希^き望^{ぼう}するもの^{まる}はど^れで^すか。（1つに〇）

1. 専^{せん}門^{もん}学^{がく}校^{こう}や大^{だい}学^{がく}へ^のの進^{しん}学^{がく}5. 施^し設^{せつ}入^{にゅう}所^{じょ}2. 一^{いっ}般^{ぱん}企^き業^{ぎやう}へ^のの就^{しゅう}職^{しょく}6. そ^の他^た3. 通^{つう}所^{じょ}施^し設^{せつ}で^のの生^{せい}産^{さん}活^{かつ}動^{どう}（福^ふ祉^{してき}的^{てき}就^{しゅう}労^{ろう}）【具^ぐ体^{たい}的^{てき}に：】4. 通^{つう}所^{じょ}施^し設^{せつ}で^のの生^{せい}活^{かつ}介^{かい}護^ご7. わか^らな^い

問55 お子さんの今^{こん}後^ごにつ^いて特^{とく}に不^ふ安^{あん}に思^{おも}うこと^{まる}はど^のよ^うなこ^とで^すか。（主^{おも}なもの^{3つ}ま^でに〇）

1. 障^{しょう}が^いい^や病^{びやう}状^{じやう}の悪^あ化^か2. 生^{せい}活^{かつ}支^し援^{えん}のた^めの在^{ざい}宅^{たく}サ^ービ^スの不^ふ足^{そく}3. 障^{しょう}が^いに^おう^じた福^ふ祉^{してき}施^し設^{せつ}の不^ふ足^{そく}4. 家^か族^{ぞく}な^ど介^{かい}護^ご者^{しゃ}の体^{たい}力^{りき}的^{てき}・精^{せい}神^{しん}的^{てき}な負^ふ担^{たん}5. 経^{けい}済^{ざい}的^{てき}な負^ふ担^{たん}6. 就^{しゅう}学^{がく}や進^{しん}学^{がく}先^{せん}の選^{せん}択^{たく}肢^しが少^{すく}な^い7. 就^{しゅう}職^{しょく}先^{せん}の選^{せん}択^{たく}肢^しが少^{すく}な^い8. 学^{がく}校^{こう}や職^{しょく}場^ばで^のの人^{にん}間^{げん}関^{かん}係^{けい}9. 趣^{しゆ}味^みや余^よ暇^か活^{かつ}動^{どう}な^ど10. そ^の他^た【具^ぐ体^{たい}的^{てき}に：】

以上^{いじやう}でア^ンケ^ートは^{しゅうりやう}終^{がつ}了^{にち}です。7月28日(金)ま^{きん}でに

返^{へん}信^{しん}用^{よう}封^{ふう}筒^{とう}に^い入^おれ^て送^きっ^てく^ださ^い（切^き手^ては^ふ要^{よう}です）。

ご^{きやうりやく}協^{きやうりやく}力^{りやく}あ^りが^とう^ござ^いま^した。

玉川村第2期障がい者計画
玉川村第7期障がい福祉計画
玉川村第3期障がい児福祉計画

令和6年3月

発行 玉川村健康福祉課

〒963-6392

福島県石川郡玉川村大字小高字中畷9番地

TEL 0247-57-4623



玉川村